

令和5年3月2日開会

令和5年3月20日閉会

令和5年三宅町議会 第1回定例会会議録

三宅町議会

令和5年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月2日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	7
町長挨拶	7
開会の宣告	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	9
選任第1号の上程、採決	9
議案第1号～承認第1号の上程、説明	10
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	30
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	31
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	32
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	33
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	33
同意第6号の上程、説明、質疑、採決	34
同意第7号の上程、説明、質疑、採決	35
同意第8号の上程、説明、質疑、採決	35
同意第9号の上程、説明、質疑、採決	36
同意第10号の上程、説明、質疑、採決	37
同意第11号の上程、説明、質疑、採決	38

同意第12号の上程、説明、質疑、採決	38
発議第1号及び発議第2号の上程、説明	40
代表監査委員退任挨拶	42
散会の宣告	43

第 2 号 (3月3日)

出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	45
職務のため会議に出席した者の役職氏名	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議事日程の報告	47
議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について	47
議案第6号～議案第27号、承認第1号、発議第1号及び第2号の各委員 会付託について	47
一般質問	48
松田晴光君	48
瀬角清司君	52
久保憲史君	57
渡辺哲久君	60
森内哲也君	69
松本健君	78
池田年夫君	90
川鱒実希子君	98
散会の宣告	101

第 3 号 (3月20日)

出席議員	103
欠席議員	103

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	103
職務のため会議に出席した者の役職氏名	103
議事日程	104
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	105
閉会中の継続審査について	128
町長挨拶	129
閉会の宣告	130
署名議員	131

三宅町告示第11号

令和5年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和5年2月13日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和5年3月 2日 木曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和5年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和5年3月 2日木曜日

19日間

令和5年3月20日月曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月2日 木曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月3日 金曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第3日目	3月4日 土曜日		休会
第4日目	3月5日 日曜日		休会
第5日目	3月6日 月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (総務建設関係)
第6日目	3月7日 火曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (福祉文教関係)
第7日目	3月8日 水曜日		休会
第8日目	3月9日 木曜日	午後1時30分	総務建設委員会
第9日目	3月10日 金曜日	午後1時30分	福祉文教委員会
第10日目	3月11日 土曜日		休会
第11日目	3月12日 日曜日		休会
第12日目	3月13日 月曜日		休会
第13日目	3月14日 火曜日		休会
第14日目	3月15日 水曜日		休会
第15日目	3月16日 木曜日		休会
第16日目	3月17日 金曜日		休会
第17日目	3月18日 土曜日		休会
第18日目	3月19日 日曜日		休会
第19日目	3月20日 月曜日	午前10時00分	定例会再開

令和5年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和5年3月2日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 緒 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
総 務 部 長	森 本 典 秀	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	みどりイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	健康子ども局長	植 村 恵 美
会 計 管 理 者	北 村 しのぶ	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員 久 保 憲 史 2 番 議 員 川 緒 実 希 子

令和5年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和5年 3月 2日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- 日程第4 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算について
- 日程第6 議案第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第3号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第8 議案第4号 令和5年度三宅町介護保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算について
- 日程第11 議案第7号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第12 議案第8号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について
- 日程第13 議案第9号 令和5年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第10号 三宅町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制

		定について
日程第20	議案第16号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第21	議案第17号	三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定について
日程第22	議案第18号	三宅町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第23	議案第19号	三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第24	議案第20号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第21号	三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第22号	三宅町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について
日程第27	議案第23号	三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第24号	三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第25号	三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第26号	三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第27号	三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第32	承認第1号	(専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算について
日程第33	同意第1号	三宅町監査委員の選任について
日程第34	同意第2号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第35	同意第3号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第36	同意第4号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第37	同意第5号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第38	同意第6号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第39	同意第7号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第40	同意第8号	三宅町農業委員会委員の任命について
日程第41	同意第9号	三宅町農業委員会委員の任命について

- 日程第42 同意第10号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 同意第11号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 同意第12号 三宅町教育委員会教育長の任命について
- 日程第45 発議第1号 三宅町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第46 発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を
求める意見書
- 日程第47 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 本日、令和5年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましてはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和5年度一般会計予算をはじめとする選任1件、議案27件、承認1件、同意12件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国において、2020年、国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認され、約3年が経過しました。そして、長期化したコロナ禍は、私たちの生活に多大な影響を与え、命の大切さ、健康の重要性、人のつながりの大切さをさらに考えさせられるものになりました。

世界中で猛威を振るっていた新型コロナウイルスは、変異とともに弱毒性も見られるようになり、ワクチン接種の効果もある中、特に致死率は季節性インフルエンザと余り変わらない状況にまで落ち着いてきたようにも感じます。

また、政府は、2月10日、新型コロナ対策として、マスクの着用について新たな方針を決定し、今月13日から、屋内、屋外を問わず個人の判断に委ねるものとするということとなりました。

ただし一方で、3つの密、密接、密集、密閉の回避や、人との距離の確保、手洗い等の手

指消毒、換気は継続する必要があるとされ、基本的な感染対策の重要性を改めて認識しているところでございます。

そのような中、本町では、目指すべき目標とした三宅町総合計画はもとより、第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重点的施策を中心に、三宅町過疎地域持続的発展計画との整合性も考慮しながら、新年度の予算編成方針に基づき予算編成を行いました。

詳しくは、この後の提案説明にて申し上げますが、自分らしくハッピーにスモールタウン実現のため、ビジョン、ミッション、バリューの基本方針に基づき、挑戦というキーワードの下、積極的な予算組みを行ったものでございます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和5年度一般会計当初予算をはじめとする当初予算案5件、令和4年度一般会計第11回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の制定及び一部改正17件、計画の変更1件、承認1件、同意案件12件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和5年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番議員、久保憲史君及び2番議員、川齋実希子君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日より3月20日までの19日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日より3月20日までの19日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 去る14日、松田晴光監査委員とともに、令和4年度三宅町一般会計並びに各特別会計、下水道事業会計の中間監査を実施しましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査報告。

令和4年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触することなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和5年3月2日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

以上で監査の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員8名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名につきましては、委員会条例第8条の規定にありますが、私のほうで指名をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくこととします。それでは、特別委員会委員長に松本 健君、副委員長に松田晴光君を指名いたします。

◎議案第1号～承認第1号の上程、説明

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算についてより日程第32、承認第1号(専決処分事項報告)令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算についてより日程第32、承認第1号(専決処分事項報告)令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算についてまでの議案27件、承認1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年3月三宅町議会第1回定例会に提出をいたしました当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに予算編成の基本姿勢を、その後、各提案議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国、県の動向等について触れさせていただきます。

国では、令和4年度第2次補正予算と一体とし、新型コロナウイルス感染症や輸入資源価格の高騰など、内外への対応として、物価高・円高への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とする物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を、また、足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくために、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進するため、まず、民主導での成長力の強化と、構造的な賃上げを目指し、リスクリング支援を含む人の投資の抜本強化と成長分野への労働分野の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進めるとされています。

また、奈良県では、暮らしやすい奈良をつくるため、奈良新都づくり戦略の結実に向け、知恵と工夫を凝らし、取組をさらに加速させ、大和平野中央田園都市構想の推進などが見受けられます。

さて、本町における令和3年度一般会計の決算では、経常収支比率については前年度より5.4%減の80.7%となり、基金残高も約25億8,275万円と増加していることから、町財政としては健全化状態であるものの、財政健全化法による実質公債費率については、前年度比0.1%増の10.3%に、また、将来負担比率については27.5%減の0.1%となり、これは、普通交付税の増加と下水道事業債の償還元金の減少が大きな要因です。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症との共存も視野に入れながら、新しい生活様式を模索し、感染防止と町民の生活を停滞させない施策を両立させ、かつ物価高の影響も考慮した対策が必要であることから、限られた財源の中でより大きな効果を発揮できるよう、三宅町総合戦略に基づく計画的かつ重点的な事業実施を推進しなければなりません。

そこで、令和5年度の予算編成に当たっては、挑戦をキーワードに、三宅町のビジョンである「自分らしくハッピーにスモールタウン」を実現するため、次の施策を推進いたします。

1つ目、戦略型・目標達成型予算の追求として、昨年度に引き続き、政策的事業は全て総

合戦略の4つの基本目標に基づいた事業としております。

2つ目、本町のミッション、バリューを念頭に置いた事業の策定として、第2期総合戦略期間のうち、令和5年度は「挑戦」として位置づけております。

また、年度別プラン等に基づき、第2期総合戦略の課題解決、KPI達成に向けた新規事業構築、既存事業の見直し、人材への投資と育成、スキルアップ、能力開発など、積極的に挑戦してまいります。

3つ目、財政健全化の推進として、こちらも昨年度に引き続き、国及び県費や企業版ふるさと納税、過疎対策事業債を含めた財源確保に努めた歳入としております。

また、限られた財源の中においても、将来への投資を行いながら、持続可能な財政運営を行うことを目指しました。

最後に、県との共同の下、大和平野中央田園都市構想を推進するため、新年度も注力して取り組んでまいります。

それでは、新年度の予算の全体像について、「対話」、「挑戦」、「失敗」の3つのバリューを基に、積極的に取り組む主な事業をご説明いたします。

1つ目、「対話」では、コミュニティの創出・活性化を目的に、事業予算を計上しております。

まず、地域コミュニティへの支援として、地域コミュニティ活動の充実・強化・発展のため、自治会等の団体に対して、防災活動に必要な経費や集会所の修繕費等について引き続き補助金を交付し、地域コミュニティの活性化に伴走いたします。なお、令和4年度補正予算から新年度への繰越予算となりますが、国の令和4年度第2次補正予算であるデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、必要な人に必要な情報が届くよう、情報発信力の向上と庁舎内のDX促進に努めてまいります。

また、高齢者地域活動推進事業として、高齢者団体の地域交流等の活動をサポートするために経費の一部を補助しておりますが、町内では活発に活動されている高齢者団体も増加していることから、さらに予算を増額し、さらなる活動団体の飛躍につながるよう支援を行います。

さらに、身体・知的・精神障害者の相談支援事業として、情報の提供や障害者福祉サービス等の利用調整、権利擁護のために予算を増額し、安心して暮らせる福祉の体制に努めてまいります。

その他、生涯学習並びにスポーツ促進の観点から、全ての住民がいつでも、どこでも、学

びやスポーツに気軽に触れることができる機会を引き続き提供してまいります。

2つ目、「挑戦」では、人材育成・来々への投資を目的とした事業予算を計上しております。

まず、ローカルスタートアップ事業として、起業を目指す方などを対象に町内外から広く参加者を募り、スタートアップに関する知識の習得や体験できる講座、イベント等を開催し、人材育成と人材発掘を効果的に進めます。また、地方創生人材養成事業として、地方創生の推進のため、多様な主体と対話等を重ねることで人材を養成し、併せて職員のスキルアップを図ります。

農業と産業においては、新農地等集約補助事業として、農作業量の効率化・コスト削減や地区計画策定のため、一団の農地を計画的に集約する農業者に対して支援を行うほか、産業観光事業を通じて、野球グローブ等、町内地場産業製品の販路拡大・認知度向上の推進に引き続き取り組んでまいります。

福祉と子育てにおいては、子供の健康保持を増進し、安心して子供が暮らせる環境を整えるため、子ども医療費助成の対象者を18歳までに拡大するほか、保育料負担のさらなる軽減を行います。具体的には、第1子の保育料については、所得階層を撤廃し保育料を一律化、第2子以降の保育料については、無償化を図ります。

また、不妊治療費等の一部助成として、不妊に悩む夫婦が負担する不妊治療、または不育治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して生み、子育てできる支援の充実を図ります。

小学校の給食費値上げについては、物価高への対策も踏まえ、保護者負担を当分の間は据え置き、本町が差額の物価高騰分を支援いたします。

さらに、令和4年度から行っている小学校施設整備基金への積立てを引き続き行い、財源を確保しながら、将来的な校舎建て替えに備えてまいります。

老朽化が進むあざさ苑につきましては、住民の意向を踏まえながら、今後の在り方等を整理し、改修方針と基本計画の策定を進めます。

町づくりにおいては、大和平野中央田園都市構想の推進のため、（仮称）県立工科大学新設に伴う建設予定地への接続道路の整備を行います。

また、飛鳥川流域河川の堆積土砂を撤去し、適切な河川機能を維持し、防災力向上を図ります。

さらに、天理市環境クリーンセンターの施設老朽化から、今後、新ごみ処理施設建設に向

けて関係団体等との協議を進め、ごみ処理の広域化を推進してまいります。

3つ目、「失敗」につきましては、既存事業の積極的な見直しを行うとともに、今年度目標額に未到達となった企業版ふるさと納税について、課題を検証の上、今後、安定的な財源確保と柔軟な運用を進めるため、今議会において基金条例を上程しております。

続きまして、今定例会に上程いたしました各議案のご説明を申し上げます。

議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算についてご説明をいたします。

歳出よりご説明をいたしますので、46、47ページをご覧ください。

まず、款1 議会費においては、前年度比マイナス1.6%、99万9,000円減の6,336万9,000円を計上いたしました。

続いて、48、49ページから、66、67ページまでをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費では、目1 一般管理費で、電算事務委託料、ふるさと納税返戻品負担金等の増額により、前年度比3,870万円増の2億9,614万1,000円を、目2 文書広報費では、掲示板新設工事に係る工事請負費の増額等により、前年度比670万5,000円増の1,350万2,000円を、目3 財産管理費では、備品購入費、公共施設等整備基金積立金の減額等により、前年度比2,025万1,000円減の5,807万4,000円を、目4 企画費では、TASK標準システム移行支援及びLIGWANシステム更改に係る電算事務委託料の増額等により、前年度比4,341万1,000円増の1億6,359万3,000円を、目5の公平委員会費では、昨年度と同額の3万円を、目6の諸費では、前年度比40万2,000円減の1,098万4,000円を、目7 交流まちづくりセンター費では、会計年度任用職員の人件費、交流まちづくりセンターの運営に係る経費の増額等により、前年度比2,594万4,000円増の8,577万9,000円を、目8 財政調整基金費では121万3,000円を、目9 ふるさと納税基金費では、ふるさと納税積立金の増額等により、前年度比2,689万3,000円増の4,270万8,000円を計上いたしました。

次に、項2 町税費では、電算事務委託料の減少等により、前年度比915万2,000円減の5,944万4,000円の計上を、項3 戸籍住民基本台帳費では、前年度比90万7,000円増の1,989万7,000円の計上を、項4 選挙費では、昨年度の参議院議員選挙費の減額等により、前年度比2,307万9,000円減の676万1,000円の計上を行い、項5 統計調査費では、11万2,000円減の16万8,000円を、項6 監査委員費では、昨年度と同額の39万1,000円を計上しており、以上、款2 総務費全体において、前年度比プラス13.5%、9,011万円増の7億5,868万5,000円を計上いたしました。

次に、68、69ページから82、83ページ下段までをご覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費では、人件費、障害者計画策定及びあざさ苑改修基本計画策定に係る委託料、障害者自立支援事業費に係る扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金の増額等により、前年度比9,704万6,000円増の5億6,741万3,000円を、目2 老人福祉費では、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る委託料、介護保険特別会計への繰出金の増額があるものの、人件費の減少等により、前年度比1,165万5,000円減の1億7,942万9,000円を、目3 消費生活総務費では、昨年度と同額の34万1,000円を、目4 国民年金費では、前年度比860万7,000円減の551万4,000円を、目6 解放会館費では、前年度比316万6,000円減の593万3,000円を、目7 後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額等により、前年度比396万6,000円減の1億3,351万9,000円を計上いたしました。

項2 児童福祉費では、目1 児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業計画策定に係る委託料、地域型保育給付費、ティーンズL1NK事業及び出産・子育て応援交付金事業費の増額等により、前年度比2,258万6,000円増の1億6,539万1,000円を、目2 母子福祉費では、前年度比87万9,000円減の555万5,000円を、目6 幼稚園費では、人件費及び施設の管理運営に係る経費の増額等により、前年度比1,389万6,000円増の2億6,149万4,000円を、目8 放課後児童健全育成事業費では、業務委託料及び子ども・子育て支援交付金返還金の増額等により、前年度比2,506万8,000円増の5,722万9,000円を計上しており、款3 民生費全体において、前年度比プラス13.5%、9,011万円増の7億5,868万5,000円を計上いたしました。

続いて、82、83ページ下段から88、89ページ中段までをご覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費では、報償費及び新型コロナウイルス町外ワクチン接種委託料、国保中央病院負担金の減額等により、前年度比2,234万3,000円減の1億4,579万円を、目2 環境衛生費では、前年度比14万7,000円減の39万1,000円を計上いたしました。

項2 清掃費、目1 清掃総務費では、ごみし尿収集処理委託料及び山辺県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の増額等により、前年度比9,170万3,000円増の1億9,881万2,000円の計上を、項3 上水道費では、水道事業関係繰出金の増額により、前年度比3,261万7,000円増の3,790万円を計上しており、款4 衛生費全体においては、前年度比プラス36.2%、1億183万円増の3億8,289万3,000円を計上いたしました。

続いて、88、89ページ下段から94、95ページ上段までをご覧ください。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費では、前年度比103万7,000円増の1,208万8,000円を、目2 農業総務費では、農地等集約補助事業補助金の増額等により、前年

度比388万1,000円増の2,059万8,000円を、目3農業振興費では、前年度比123万7,000円減の99万7,000円を、目4農地費では、土地改良施設維持管理適正化事業関係の委託料及び工事請負費の増額等により、前年度比1,598万3,000円増の2,998万4,000円を計上いたしました。

項2林業費では、前年度比16万9,000円減の67万9,000円を計上しており、款6農業水産業費全体では、前年度比プラス43.5%、1,949万5,000円増の6,434万6,000円を計上いたしました。

次に、94、95ページ中段をご覧ください。

款7商工費では、観光産業事業に係る委託料の増額等により、前年度比プラス42.3%、226万7,000円増の762万7,000円を計上いたしました。

次に、同ページ下段から106、107ページ中段までをご覧ください。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費では、事業関係委託料の減額等により、前年度比897万3,000円減の7,544万円を計上いたしました。

項2道路橋梁費、目1道路維持費では、道路維持管理事業に係る工事請負費の増額等により、前年度比1,447万円増の4,717万3,000円を、目2道路新設費では、昨年度の三宅1号線道路整備事業に係る事業費の減額等により、前年度比3,310万円減の2億1,596万9,000円を計上いたしました。

項3都市計画費、目1都市計画総務費では、都市計画マスタープランの改定及びまちづくり基本構想策定に係る委託料の増額等により、前年度比1,068万7,000円増の1,171万9,000円を、目3公園費では、前年度比47万2,000円増の381万9,000円を、目4下水道費では、下水道事業会計繰出金の減少により、前年度比574万9,000円減の1億6,910万円を計上いたしました。

項4まちづくり費、目3企業立地促進費では、前年度比49万7,000円減の387万8,000円を、目4大和平野中央プロジェクト費では、大和平野田園都市構想推進関係予算の増額等により、前年度比1億2,632万8,000円増の1億4,515万円の計上を行い、項2住宅費、目1住宅管理費では、公営住宅等長寿命化計画改訂業務に係る委託料の増額等により、前年度比1,383万1,000円増の3,172万3,000円を計上し、款8土木費全体において、前年度比プラス20%、1億1,746万9,000円増の7億397万1,000円を計上いたしました。

次に、106、107ページ下段から110、111ページ中段までをご覧ください。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、奈良県広域消防組合消防負担金の減額等により、前年度比189万8,000円減の1億4,753万2,000円を、目2水防費では、昨年度と同額

の139万2,000円を、目3非常備消防費では、操法大会に係る費用及び備品購入費の減額等により、前年度比474万6,000円減の927万5,000円を、目4消防施設費では、消火栓維持管理負担金の増額により、前年度費130万7,000円増の150万7,000円を計上しており、款9消防費全体においては、前年度比マイナス3.2%、533万7,000円減の1億5,970万6,000円を計上いたしました。

次に、110、111ページ中段から124、125ページ中段までをご覧ください。

款10教育費、項2教育総務費、目1教育委員会費では、前年度比1万2,000円増の139万3,000円を、目2事務局費では、人件費の減額により、前年度比556万2,000円減の4,207万9,000円を計上いたしました。

項2小学校費、目1学校管理費では、小学校の光熱水費の増額等により、前年度比106万2,000円増の8,629万4,000円を、目2教育振興費では、前年度比56万円増の606万4,000円を、目3学校給食費では、前年度比56万3,000円増の3,202万8,000円を計上いたしました。

項3中学校費では、式下中学校組合負担金の減額により、前年度比736万8,000円減の5,476万円の計上を行い、項4幼稚園費では、前年度比30万5,000円増の198万9,000円を計上いたしました。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、人件費の増額等により、前年度比662万7,000円増の2,962万4,000円を、目3社会教育施設費では、維持補修費の減額等により、前年度比1,048万4,000円減の1,561万5,000円を、目5文化財保護費では、前年度比23万8,000円減の339万3,000円の計上を、項6保健体育費、目1保健体育総務費では、前年度比31万8,000円増の345万4,000円を、目2体育施設費では、前年度比12万4,000円減の1,273万3,000円を計上し、款10教育費全体において、前年度比マイナス4.7%、1,432万9,000円減の2億8,942万6,000円を計上いたしました。

次に、124、125ページ下段をご覧ください。

款12公債費においては、償還元金及び利子とも減額となり、前年度比マイナス11.3%、4,689万5,000円減の3億6,643万3,000円を計上いたしました。

最後に、126、127ページをご覧ください。

款14予備費につきましては、前年度比マイナス34.3%、1,293万2,000円減の2,472万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入のご説明をいたします。

12、13ページにお戻りいただき、14、15ページの上段までをご覧ください。

款1町税、項1町民税については、法人町民税の増収を見込み、前年度比569万2,000円増の2億9,036万5,000円を、項2固定資産税については、こちらは減収を見込み、403万7,000円減の2億3,848万6,000円を、項3軽自動車税については増収を見込み、前年度比74万9,000円増の2,220万3,000円を、項4町たばこ税についても増収を見込み、185万6,000円増の3,961万4,000円と推計し、款1町税全体では、前年度比プラス0.7%、426万円増の5億9,066万8,000円を計上いたしました。

続いて、14、15ページの2段目から18、19ページの3段目までをご覧ください。

款2地方譲与税については、項2自動車重量譲与税から項5森林環境譲与税までにおいて前年度比マイナス0.3%、7万4,000円減の2,237万3,000円を計上いたしました。

款3利子割交付金については、前年度比マイナス57%、84万2,000円減の63万5,000円を、款4配当割交付金では、前年度比プラス12.2%、83万6,000円増の766万8,000円、款5株式等譲渡所得割交付金では、前年度比プラス29.4%、163万4,000円増の719万6,000円を、款6法人事業税交付金では、前年度比プラス0.5%、2万3,000円増の465万2,000円、款7地方消費税交付金では、前年度比プラス10.5%、1,341万7,000円増の1億4,082万3,000円を、款8環境性能割交付金では、前年度比マイナス1.3%、3万1,000円減の242万1,000円を、款9地方特例交付金では、前年度比マイナス5.1%、30万円減の560万円を計上いたしました。

款10地方交付税については、普通交付税の16億3,800万円と特別交付税の3億3,370万円を合わせ、前年度比0.3%、570万円増の19億7,170万円を計上いたしました。

続いて、18、19ページの下段から44、45ページまでをご覧ください。

款12分担金及び負担金については、児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金、中学校給食負担金等を合わせ、前年度比マイナス12.7%、872万5,000円減の6,017万7,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料については、交流まちづくりセンター使用料、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、指定ごみ袋売払手数料、各種証明及び許認可等の手数料で、前年度比プラス11.7%、489万1,000円増の4,666万2,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス15.7%、6,153万9,000円増の4億5,242万1,000円を計上いたしました。

款15県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収などの事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス37.5%、

7,165万円増の2億261万1,000円を計上いたしました。

款16財産収入については、普通財産の貸付・売払収入、基金利子収入を合わせ、前年度比プラス55.7%、375万5,000円増の1,049万1,000円を計上いたしました。

款17寄附金については、ふるさと納税の増収とともに、企業版ふるさと納税を合わせ、前年度比プラス240.2%、7,164万円増の1億147万1,000円を計上いたしました。

款18繰入金については、ふるさと納税基金等を各事業に充当しており、財政調整基金及び公債償還調整基金の充当分を合わせ、前年度比プラス347.6%、1億4,250万9,000円増の1億8,350万4,000円を計上いたしました。

款19繰越金については、令和4年度決算による繰越金見込みとして1,075万4,000円を計上いたしました。

款20諸収入については、税延滞金及び普通預金利子、住宅新築資金等貸付金償還金収入、自治総合センター助成金等を見込み、前年度比プラス15.2%、442万円増の3,352万3,000円を計上いたしました。

最後に、款21町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債の借入れ見込み、公共施設等適正管理推進事業債等の借入れ予定額を合わせ、前年度比プラス24%、6,733万円増の3億4,763万円を計上いたしました。

以上のことから、令和5年度の一般会計予算の総額は42億3,000万円となり、前年度比プラス10%、3億8,300万円の増額となっております。

次に、各特別会計予算及び企業会計予算についてご説明を申し上げます。

議案第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、保険税等の減収により、前年度比マイナス1.2%、1,000万円減の8億3,500万円を計上しております。

議案第3号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の減収から、前年度比マイナス0.8%、114万円減の1億5,056万円を計上しております。

続いて、議案第4号 令和5年度三宅町介護保険特別会計予算については、介護給付費の増加等により、前年度比プラス3%、2,500万円増の8億6,500万円を計上しております。

なお、令和5年度の3つの特別会計の総額は18億5,056万円となり、前年度比プラス0.8%、1,386万円の増額となっております。

次に、議案第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計予算については、下水道事業収益及び下水道事業費用において2億4,969万5,000円、資本的収入で1億260万5,000円、資本的支出で1億8,749万7,000円を計上しております。

以上が議案第1号から第5号までの、新年度予算の概要でございます。

なお、予算執行に当たっては、計画的かつ効率的な執行を徹底し、引き続き経常経費の節減合理化と、年度内においても歳入財源の情報収集を図りながら財源確保に努めてまいり所存でございます。

次に、議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の14、15ページをご覧ください。

款8環境性能割交付金では、旧法による自動車取得税交付金として1,000円の増額を行うとともに、款10地方交付税では、普通交付税の決算見込みから5,631万3,000円の増額を行うものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生負担金では、幼稚園保護者負担金、保育所入所受託負担金、養護老人ホーム入所措置負担金の決算見込みから、157万2,000円の増額を行うものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料では、交流まちづくりセンターの使用料の決算見込みから15万5,000円の増額を行うものでございます。

続いて、16、17ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生負担金では、国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分及び障害児支援負担金の決算見込みから132万2,000円の減額を、目2衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の決算見込みから負担金400万円の減額をそれぞれ行うものでございます。

項2国庫補助金、目1総務補助金では、デジタル田園都市国家構想推進交付金3,319万1,000円とともに、新型コロナウイルス感染症対策地方臨時交付金の追加分72万2,000円を合わせ3,391万3,000円の増額を行い、目2民生費補助金では、地域生活支援事業費の決算見込みから補助金18万7,000円の減額を、目3衛生補助金では、母子保健衛生事業、保健事業、新型コロナウイルスワクチン接種財政確保事業のそれぞれの事業費の決算見込みから、補助金460万4,000円の減額を、目6土木補助金では、耐震関係事業費及び社会資本整備総合交付金事業費の決算見込みから、補助金2,201万4,000円の減額を、続いて、18、19ページをご覧ください。

目8教育補助金では、学校保健特別対策事業費の増額とともに、子育てのための施設等利

用給付交付金及び子どものための教育・保育給付交付金の決算見込みから29万9,000円の増額を行うものでございます。

項3 国庫委託金、目1 総務委託金では、参議院議員選挙事務費の確定により、34万円の減額を行うものでございます。

款15 県支出金、項1 県負担金、目2 民生負担金では、国庫支出金と同様、負担金の確定により、224万6,000円の増額を行うものでございます。

項2 県補助金、目1 総務補助金では、奈良モデル推進事業費の確定により1万6,000円の増額を、目2 民生補助金では、国庫支出金同様、補助金の確定により9万4,000円の減額を、続いて、20ページ、21ページをご覧ください。

目4 農林水産業補助金では、経営所得安定対策等推進事業費及び多面的機能支払交付金及び農地利用最適化交付金の決算見込みから130万8,000円の減額を、目6 土木補助金では、耐震関係事業費の決算見込みから30万円の減額を、目8 教育補助金では、国庫支出金同様、交付金の決算見込みから7万7,000円の減額を行うものでございます。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産運用収入では、貸付収入の決算見込みから26万4,000円の減額を、目2 利子及び配当金では、公債費償還基金利子の決算見込みから99万7,000円の増額を行うものでございます。

項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入では、本年度、対象の土地売払が見込めないため、344万7,000円を減額するものでございます。

款17 寄附金、項1 寄附金、目2 ふるさと納税では、ふるさと納税寄附金の増加に伴い221万3,000円の増額を、続いて、22、23ページをご覧ください。

目3 企業版ふるさと納税では、納税の決算見込みから100万円を減額するものでございます。

款18 繰入金、項1 基金繰入金の目1 財政調整基金繰入金から、目5 ふるさと納税基金繰入金については、充当先の事業費の決算見込みからそれぞれ調整を行い、基金繰入金全体で1,975万円の減額を行うものでございます。

款20 諸収入、項6 雑入、目1 雑入では、夏季青少年野外活動及び子ども体験教室の参加費確定に伴う減額とともに、式下中学校組合負担金の確定により、1,476万6,000円の増額を行うものでございます。

続いて、24、25ページをご覧ください。

款21 町債、項1 町債、目1 総務債では、過疎対策事業債の確定により460万円の増額を、また、目4 衛生債では、磯城郡水道企業団への一般会計出資債の確定により、80万円の減額

を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

まず初めに、歳出予算中、人件費の補正については、年度中の異動に伴う過不足調整を行うものであり、人件費の科目が多岐にわたることから、おのおのの説明は省略させていただきますが、今回の人件費の補正総額は、3,507万円の減額補正を行うものでございます。

では、人件費以外のご説明を申し上げます。

26、27ページ中段をご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、ふるさと納税寄附額の増加に伴う事業費の調整として、通信運搬費、手数料、使用料、負担金において142万9,000円の増額を、財務会計システムの委託料確定による24万7,000円の減額を、雇用保険及び労務災害保険の支払額確定に伴い36万1,000円の減額を行うものでございます。

また、目3財産管理費については、分庁舎に係る光熱水費の決算見込みから需用費30万円の減額と、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した議場マイク・スピーカーシステム再構築事業を実施するため、委託料1,193万1,000円の増額及びデジタルサイネージ購入事業費として、備品購入費270万1,000円の増額を行うものでございます。

続いて、28、29ページをご覧ください。

また、公共施設等整備基金積立額の確定により、積立金344万7,000円を減額するものでございます。

続いて、目4企画費については、公文書等書類整理支援業務の消耗品及び委託料合せて591万9,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した文書管理システム再構築事業を実施するため委託料1,834万4,000円を、同じく交付金を活用したホームページ更改・広報力強化事業を実施するため、委託料2,748万8,000円を増額するとともに、電算事務及び端末購入に係る入札差金の1,814万1,000円と、地域公共交通事業執行額の確定により、その他委託料182万8,000円を減額するものでございます。

目7交流まちづくりセンター費については、交流まちづくりセンターに係る光熱水費の決算見込みから、需用費200万円の減額と、地域おこし協力隊の採用不調に伴う予算調整を行うため、報酬、職員手当等、共済費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金においても574万6,000円の減額を行い、目8財政調整基金費については、財源調整による財政調整基金積立金1億円と、公債償還基金の利子の積立て99万7,000円の増額を、30、31ページをご覧ください。

目9ふるさと納税基金費については、ふるさと納税寄附額の増加に伴い、ふるさと納税基金積立金78万4,000円の増額を行うものでございます。

次に、項4選挙費、目2参議院議員選挙費については、さきの参議院議員選挙の執行により事業費が確定しましたので、報酬から、次の32、33ページ上段の使用料及び賃借料において、計21万9,000円の減額を行うものでございます。

改めて、32、33ページ中段をご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、人権を確かめあう市民の集いの中止に伴い、報償費から負担金補助及び交付金において、計171万2,000円の減額を、地域生活支援事業の決算見込みにより37万3,000円の減額を行い、34、35ページをご覧ください。

障害児支援事業の決算見込みにより、扶助費361万4,000円の減額を、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金485万2,000円の増額を行うものでございます。

また、目2老人福祉費については、介護サービス事業所に対し、光熱費等高騰対策一時支援事業として補助を行うため25万4,000円の増額を、高齢者福祉事業及び老人保護措置事業における決算見込みにより、扶助費230万円の減額を行うものでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、子育て世帯生活支援特別給付金事業の決算見込みによる職員手当等の減額と、ティーンズLINK事業に係る地域おこし協力隊の採用不調に伴う予算調整を行うため、計612万2,000円の減額を、続いて、36、37ページ中段をご覧ください。

目6幼児園費では、保育士人材派遣委託料の決算見込みとともに、手ぶら登園に係る利用者数を見込み、委託料で153万7,000円の減額を行うものでございます。

続いて、38、39ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、電話代等の決算見込みにより役務費で15万7,000円を、小児深夜診療負担金の確定により負担金補助及び交付金で34万2,000円を、妊婦健診委託料の確定により委託料120万円を、緊急風疹抗体検査事業及びHPVワクチン接種事業費の積算見込みにより委託料で201万5,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業の決算見込みにより報償費313万6,000円、需用費31万5,000円、役務費53万5,000円、使用料及び賃借料57万6,000円を、産後ケア事業の決算見込みにより委託料49万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、40、41ページをご覧ください。

項3 上水道費、目1 上水道費については、水道事業会計に係る繰出金の決算見込み80万円を減額するものでございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費については、多目的機能支払交付金及び水稲病虫害防除展示圃事業委託料の確定により28万3,000円の減額を、目3 農業振興費では、水田台帳システムデータ移行業務及び屯倉のおいしい発進事業における不用額の調整により174万7,000円を減額するものでございます。

款8 土木費、項1 土木総務費、目1 土木総務費では、三宅町空き家等対策計画改定業務の確定により委託料250万2,000円、老朽危険空家解体事業補助金の不用額調整により負担金補助及び交付金100万円、計350万2,000円の減額を行うものでございます。

続いて、42、43ページ中段をご覧ください。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費については、三宅221号線整備工事の完了に伴い、街路灯新設工事を行うため、工事請負費で120万2,000円の増額を行い、目2 道路新設費では、工事入札の差金として委託料1,300万円、工事請負費1,160万円、負担金補助及び交付金88万円をそれぞれ減額するものでございます。

項3 都市計画費、目1 都市計画総務費については、既存木造住宅耐震改修支援事業の決算見込みにより70万円の減額を、目4 下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出し額の確定に伴い、繰出金1,800万円の増額を行うものでございます。

続いて、44、45ページをご覧ください。

項4 まちづくり費、目4 大和平野プロジェクト費については、工事入札の差金として委託料120万円を減額するものでございます。

項5 住宅費、目1 住宅管理費については、三宅町公営住宅在り方会議の委員報酬を新設するため、3万6,000円の増額を行うものでございます。

款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費では、AEDの購入及び防災備蓄品購入における入札差金及び耐震シェルター設置事業の決算見込みにより、161万6,000円の減額を、目3 非常備消防費では、消防操法大会の出場中止に伴い、315万1,000円の減額を行うものでございます。

続いて、46、47ページ中段をご覧ください。

款10 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費については、ICT環境整備事業に係る関連事業費の確定により55万1,000円の減額を、小学校の光熱水費の調整により69万8,000円の増

額を、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費として90万2,000円の増額を行うものでございます。

また、目3 学校給食費では、厨房機器のリース期間満了に伴い、51万8,000円を減額するものでございます。

項3 中学校費、目1 中学校費については、夜間学級の運営等に要する費用について、負担金2万円を増額するものでございます。

次に、48、49ページ中段をご覧ください。

項4 幼児園費、目1 幼児園費については、子育てのための施設等利用料及び預かり保育の施設等利用料の決算見込みにより71万5,000円の減額を、私立幼稚園施設利用確定に伴う国庫及び県費補助金返還金の確定により9,000円の増額を行うものでございます。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費については、夏季青少年野外活動事業の縮小に伴い、報償費から使用料及び賃借料にかけて54万1,000円を減額するとともに、三宅町人権教育推進協議会の活動縮小に伴い、負担金70万円を減額するものでございます。

続いて、50、51ページをご覧ください。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費については、マラソン大会での一部催しものを縮小したことに伴い、需用費13万8,000円の減額を行うものでございます。

款12 公債費では、元金及び利子の償還額確定に伴い、元金333万2,000円、利子49万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

款14 予備費については、財源を調整するため344万円を増額するものでございます。

以上のことから、第10回補正予算後の予算総額43億2,087万4,000円に、歳入歳出それぞれ5,758万4,000円を増額し、予算総額を43億7,845万8,000円と定める補正予算を計上しております。

続いて、議案第7号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算については、国民健康保険基盤安定負担金の確定等に伴い所要の補正を行ったものであり、歳出において国民健康保険事業費納付金の増額等を行うとともに、歳入においては一般会計からの繰入金の増額を行い、今回の補正予算の規模は歳入歳出それぞれ485万1,000円を増額し、予算総額を8億5,122万8,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第8号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算については、歳出において、地域包括支援センターの休日夜間相談事業に係る委託料の年度内清算に伴う委託料の増額及び被成年後見人報酬や令和元年度介護保険給付費県負担金再確定に伴う返還金の

増額等を行うとともに、歳入において、歳出予算に伴う所要の補正を行い、今回の補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ247万3,000円を増額し、予算総額を8億8,946万8,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第9号 令和4年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算については、款11下水道事業収益において、公共下水道事業会計の収入及び支出の現金不足額として、他会計補助金1,800万円の増額を行うとともに、款21下水道事業費用において、今年度実施したストックマネジメント実施方針に基づく管路調査業務の作業過程で、管路内に土砂が発見されたため、その除去費用のための委託料について、管渠費200万円、令和5年6月に支払い予定の消費税確定申告額として、消費税251万8,000円の増額を行うものであり、総額2,251万8,000円の増額補正を行うものでございます。

以上が議案第6号から第9号までの令和4年度の補正予算の概要説明となります。

続きまして、条例の制定及び一部改正についてご説明申し上げます。

議案第10号 三宅町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、企業版ふるさと納税による企業からの寄附金に対し適正に管理運営を行うため、新たに基金の設置条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本条例に規定する一部の委員報酬について、近隣市町村及び町内の他の委員報酬額等から勘案し、報酬額の見直しを図るべく、条例の一部改正を行うものでございます。具体的には、三宅町都市計画審議会委員の報酬額を月額3,000円から7,200円に、三宅町地方創生推進委員会委員の報酬額を月額3,000円から7,200円に改正するものでございます。

次に、議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任等の制度が設けられることを受け、定年退職年齢の引上げや、役職定年制等を導入することによる所要の改正を行うものでございます。具体的には、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間は段階的な措置となりますが、定年を60歳から65歳に引き上げることや、役職定年制とともに65歳定年前再任用短時間勤務制を導入するものでございます。

次に、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも議案第12号と同様、法律の制定に伴い所要の改正を行うものであり、具体的

には、60歳到達年度の翌4月1日以降の給料7割措置に関する減給の効果に関する改正でございます。

次に、議案第14号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも議案第12号、13号と同様、法律の制定に伴い所要の改正を行うものであり、具体的には、65歳定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う給料及び手当の基準の整備、役職定年制導入及び60歳到達年度の翌4月1日以降の給料7割措置に伴う給料及び手当の基準の整備、令和13年度までにおける暫定再任用職員の給料及び手当の基準の整備をするものでございます。

次に、議案第15号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも議案第12号から14号までと同様、法律の制定に伴い所要の改正を行うものであり、具体的には、役職定年制の導入及び60歳到達年度の翌4月1日以降の給料7割措置に伴う降格及び降給に関する規定の整備をするものでございます。

次に、議案第16号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の制定については、こちらも先ほどの4つの条例の一部改正と同様、法律の制定に伴い関係条例の一部改正を行うものであり、改正を行う条例は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、一般職の任期つき職員の採用等に関する条例、職員等の旅費に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の7つの条例でございます。

次に、議案第17号 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定については、国において令和3年5月、個人情報保護法が改正され、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、全国的な共通ルールが定められたことから、全ての地方公共団体は令和5年4月より改正法の直接適用を受けることとなり、改正法の施行に当たり必要とされる規定を整備するため、現行の三宅町の個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定するものでございます。

次に、議案第18号 三宅町個人情報保護審査会条例の制定については、先ほどの議案第17号の条例の制定に伴い、三宅町個人情報保護審査会の組織及び審査審議の手続等を定めるため、新たに本条例を制定するものでございます

次に、議案第19号 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、こちらも、先ほどの議案第17号の条例の制定に伴い、三宅町個人情報保護条例の廃止とともに、関係条例について一部改正を行うため、条例を制定

するものでございます。一部改正する条例は、三宅町放課後児童健全育成施設設置条例、三宅町児童館設置条例でございます。

次に、議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年度に引き続き、令和5年度においても手当の額を除き、町長・副町長及び教育長の給料額を減額するために、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第21号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、近鉄石見駅周辺地区への商業施設等の立地を促進し、地域のにぎわい創出のため奨励金交付要件を緩和した特定区域について、より町内への商業施設誘致の実現性を高めるため、対象区域を町内の市街化区域全域に拡大を行うべく、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第22号 三宅町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定については、社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画の策定及び変更等に関する事項について、調査審議等を行う三宅町地域福祉計画策定委員会を新たに設置するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第23号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会保障審議会保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円引き上げるべきとされたことから、出産育児一時金の支給額を48万8,000円に、産科医療保障制度加算対象となる施設での出産に当たっては、支給額を50万円に引き上げるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第24号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月30日に施行され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。具体的には、令和5年4月1日より、各事業所及び施設において、安全に関する事項についての計画を策定することが義務づけられるとともに、インクルーシブ保育を可能とするための設備及び感染症、食中毒予防、蔓延防止に必要な措置を明確にするものでございます。

次に、議案第25号 三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの省令に基づき、令和5年4月1日よ

り各事業所及び施設において、安全に関する事項についての計画を策定することが義務づけられたため、本条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第26号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定については、あざさ苑の研修室に設置していたカラオケ機器が老朽化し、撤去を行うこととなったため、使用料の一部を改正するべく、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、計画の変更1件についてご説明申し上げます。

議案第27号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象となる事業を追加するため地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、専決処分事項報告1件についてご説明申し上げます。

承認第1号 令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算については、通称八軒家の解体に係る工事計画の変更に伴い、新たに解体工事の設計業務を行う必要が生じたため、現行の工事請負費の予算調整を行うとともに、あざさ苑の老朽化した電話設備を更新するため、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年1月11日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いすべく、提出したものでございます。

補正予算書の6ページ、7ページをご覧ください。

歳出のみの補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費では、通称八軒家解体工事設計業務委託料195万円及びあざさ苑の電話設備改修委託料308万円、計503万円を増額し、計画の変更に伴い、現行予算の工事請負費のうち、危険家屋撤去工事費を差し引いた981万3,000円を減額するものでございます。

本補正予算は、予備費を財源として調整したため、予算総額43億2,087万4,000円に変わりはありません。

以上が今定例会に提出いたしました議案27件、承認1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月3日の金曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願

いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第33、同意第1号 三宅町監査委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町監査委員の選任については、令和5年4月30日をもって委員1名の任期が満了となることから、新任の委員を選任すべく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めべく提出するものでございます。住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字石見653番地、堀内庄左エ門、昭和26年12月1日生まれでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、堀内委員の入場を願います。

（堀内庄左エ門監査委員入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま本会議において新たに監査委員に同意されましたので、ここで堀内委員の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○監査委員（堀内庄左エ門君） 皆さん、こんにちは。

日頃は、森田町長はじめ議員の先生方、また三宅町の幹部の皆さん方には住民サービス向上に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび監査委員ということで大役をご指名いただきまして、ありがとうございます。監査という仕事は経験もしておりませんが、民間会社におりましたので、監査を受ける立場におりました。ISOの14001、環境マネジメント並びにISOの9001、品質マネジメント、ジェイコという外部機関の監査を受けておりました。さらに、OEM事業をやっておりましたので、OEMのお客様からの定期的な年に三、四回、監査を受けておりました。私は品質のほうの担当窓口をしておりましたので、そういった監査に携わってまいりました。

ちょっと申し遅れましたけれども、三宅町で現在、総務省の総務大臣から委嘱を受けまして、行政相談員を約4年間させていただいています。これもひとえに皆さんのご支援ありまして、ちょうど4年間務めさせていただくことができました。ありがとうございます。

次に、監査という仕事なんですけれども、経験もありませんので、一番大事なことはコンプライアンス、法令遵守というふうに思っております。また、現場、現物、事実の確認、それからいろんな仕事をやっていましたら課題事項があります。その課題事項に対しては、仕組みに落とし込むことが大事ではないかというふうに思っております。皆さんと一緒に、三宅町のますます住民サービスが向上できますように取り組んでいきますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますように、よろしく願いいたします。

本日は貴重な時間をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上です。（拍手）

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第34、同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を受けます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命については、全ての委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、農業委員会法等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提出するものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字小柳432番地の2、山口一人、昭和27年7月28日生まれでございます。

ご同意のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第35、同意第3号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第3号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字伴堂965番地氏名、西川育雄、昭和24年7月3日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第36、同意第4号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第4号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字伴堂961番地。澤辺好秀、昭和33年9月18日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(辰巳光則君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第37、同意第5号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第5号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の

朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字伴堂668番地の1、荒木理紀、昭和36年1月17日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第38、同意第6号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第6号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字但馬48番地、古川信賢、昭和28年1月7日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第39、同意第7号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第7号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字屏風73番地、糸井直嗣、昭和22年5月17日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第40、同意第8号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題

とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第8号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字三河592番地、松村博之、昭和40年8月23日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第41、同意第9号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第9号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字上但馬400番地の1、渡邊俊樹、昭和29年6月27日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第42、同意第10号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第10号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字石見673番地、吉田明宏、昭和35年11月18日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第43、同意第11号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第11号 三宅町農業委員会委員の任命について、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字石見633番地、植田充彦、昭和33年6月26日生まれ。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第44、同意第12号 三宅町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第12号 三宅町教育委員会教育長の任命については、前教育長の任期満了により欠員であった三宅町教育委員会教育長について、新たに教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるべく提出するものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

大阪府泉南市新家607の5、大泉志保、昭和37年11月8日生まれです。

ご同意のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま本会議において新たに教育委員会教育長に同意されましたので、ここで大泉教育長の挨拶を受けることといたします。

それでは、演台のほうへどうぞ。

○教育長（大泉志保君） 議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただき、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま三宅町議会の皆様のご同意をいただき、このたび森田浩司町長から三宅町教育委員会教育長を拝命することとなりました大泉志保と申します。重責に身も引き締まる思いでございます。この町の教育に全身全霊取り組んでこられた先人のご努力を謙虚に学び、これまでの公立学校での経験を生かしながら、三宅町が目指しておられる自分らしくハッピーに暮らせるスモールタウンの中にしっかりと学校教育、社会教育を両輪と位置づけ、歴史あるこのまちに少しでも貢献できるよう、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。とはいえ未熟者であり、このまちの新参者であります。皆様のご指導とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

◎発議第1号及び発議第2号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第45、発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び日程第46、発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書を議題とし、一括上程したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の瀬角議員、渡辺議員より提案理由の説明を求めます。

まず、発議第1号について、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうからは、三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案を説明をさせていただきます。

令和3年5月、行政機関個人情報保護法等の法改正により、議会が適用となっていた三宅町個人情報保護条例が廃止されることになり、また国会、裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないことの整合を図るため、地方公共団体の議会は基本的に改正法から除外されることにもなりました。議会独自に個人情報の保護に関し条例等で規定する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

議員各位のご支持のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 次に、発議第2号について、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 発議第2号について提案します。

まず、意見書案を読み上げます。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。

沖縄県において米軍機による落下物事故及び低空飛行、騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童、園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らと我らの子孫のために諸国民と協和による成果と、我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを

決意し、ここに主権が国民に存することを宣言しこの憲法を確定するとある。しかしながら、沖縄宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事件、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる備品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民間の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物P F A Sが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では、普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のP F A Sが検出された。これは、我が国全土にわたって保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、三宅町議会は下記のことを強く要請する。

記

- 1、学校上空（普天間小学校、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。
- 2、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと。
- 3、普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年3月2日、三宅町議会。

提出先として、衆参両院議長、内閣総理大臣以下8名の大任宛としています。

一言申し添えます。

この意見書を送付していただいたのは、普天間小学校に学ぶお子さんたちのお母さんたちということです。全国の市町村、都道府県、およそ1,800ほどの全てに送付され、国会にも東京にも上京して、国会議員や政府にも要請行動をされています。この提案に当たって、代表者の方に連絡を取りましたが、無視されないで受け止めてくださってとてもありがたいですというふうにおっしゃっていました。

私たちにできることは、本当にたくさんはないかもしれませんが、せめてこの意見書を三宅町議会全体の合意として国にお伝えしていく、そういう役割を果たせたら、わずかながらでも彼女たちの支えになるのではないかと思います、発議します。

皆様のご審議とご協力を心からお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま瀬角議員、渡辺議員の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月3日金曜日午前9時30分より行いますので、よろしく願いいたします。

◎代表監査委員退任挨拶

○議長（辰巳光則君） ここで、令和5年4月30日をもって退任されます片岡代表監査委員より、退任の挨拶を受けることにします。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 議長のお許しを得ましたので、退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

地方自治法に規定する監査委員の責務は非常に重いです。加えて、監査委員は人格高潔で行政運営に優れた識見を有するとあります。当初、行政運営に優れた識見に関しましては、議会より選出されました監査委員さん、監査事務局に指導を受けるといたしましても、私自身、人格高潔にはいささか不安を覚えました。選任された以上、微力ながらも三宅町のために全力で任に当たろうと心に決めたところです。

監査を行うに際して、五十数年に及ぶ民間企業の厳しいお金の流れの中に席を置いた経験がございます。それと三宅町でのボランティア活動を介して、住民の皆さんと接する機会が多々ありました。そういう経験を基に、私の立ち位置は、民間目線、住民目線を判断基準として職責を果たすことが最善と考え、監査業務に当たってまいりました。その間、地方行政に関わる町長はじめ職員の皆さんにお会いし、業務の実態を見聞きしたことにより、その大切さと皆様のご苦勞、努力に接することもできました。今後、町当局や職員の皆さんが時代の変化や住民のニーズの多様化に対応し、三宅町を今以上に住んでいてよかったまち、住みたいまちにするには何がベストなのか企画立案されるときに、我々が提出した12年間の監査結果報告が寄与できることを願っております。

最後に、この間、主に監査に当たり、ご指導いただいた歴代の議選監査委員各位、ご支援いただいた町議会及び執行に際し終始真摯に対応していただいた町長はじめ職員の皆さんに心より感謝申し上げます、退任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。三宅町の発展を心からお祈りいたします。（拍手）

○議長（辰巳光則君） 長きにわたり、本当にご苦勞さまでした。ありがとうございます。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日はこれもちまして散会といたします。

次回は3月3日金曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもご苦勞さまでした。

（午前11時53分）

令和5年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和5年3月3日金曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 緒 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
総 務 部 長	森 本 典 秀	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康こども局長	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
会 計 管 理 者	北 村 しのぶ		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 緒 実希子
------------	------------	------------	-----------

令和5年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和5年 3月 3日 金曜日

午 前 9時30分 再 開

- 日程第1 議案第1号から議案第5号までの5議案に対する予算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第6号から議案第27号までの22議案、承認第1号、発議第1号及び発議第2号に対する各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和5年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第1、議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案を、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案を、三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号～議案第27号、承認第1号、発議第1号及び第2号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第2、議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算についてより議案第27号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの議案22件、承認第1号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算について、発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び発議第2号 普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので総括質疑は割愛したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算についてより議案第27号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの議案22件、承認第1号(専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算について、発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書を各常任委員会に付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長(辰巳光則君) 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長(辰巳光則君) 8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

○8番(松田晴光君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

タイトルは、近鉄樫原線石見駅西側改札口について。

平成28年9月議会で、石見駅周辺について質問いたしましたが、再度行います。

現在、県立工科大学の設置に向け事業が進み出したところです。キャンパスが完成すると、学生や教員をはじめ、産学官連携の拠点として多くの方々が利用する駅になり、利用者のスムーズな移動には、駅の西側に改札口を設置することが必要と考えます。

前回、西側に改札口設置の工事費用及び経費等々をお聞きしましたが、平成28年度と今は大きく違い、改めて町長に所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長(辰巳光則君) 森田町長。

○町長(森田浩司君) 松田議員の一般質問にお答えいたします。

近鉄石見駅西側改札口の必要性については、松田議員ご質問の趣旨のとおり、全くそのとおりであると考えております。

現在、奈良県において進められている(仮称)県立工科大学及びスタートアップヴィレッ

ジ構想については、県教育振興課を中心に整備基本計画策定業務を行っておりますので、より事業計画が具体化し、大学施設等の配置も決定されていく過程でございます。

過去に私が知事と対談した折には、石見駅を大学側に移動するアイデアを発言されたことも記憶しているところでございます。

また、去る2月16日に開催されました大和平野中央田園都市構想令和4年度第2回フォーラムに先立ち、奈良県と磯城郡3町との大和平野中央田園都市構想の推進に関する協定が締結され、広域的に協働して構想を推進することが確認され、周辺の町づくりについても県と磯城郡3町で取組を進めていくこととなります。

本町といたしましては、令和2年3月策定の近鉄石見駅周辺地区まちづくり基本構想（案）の見直しについて県との協議を進める中で、西側改札口設置の検討、並行して近鉄様との協議も継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、これまでにお聞きしている近鉄様の意向は、西側改札口を設置する場合、現在の駅構内踏切を廃止しなければならないとされており、石見駅の東西からのアクセスと西大寺方面と橿原神宮方面への乗降の利便性も十分検証すべきところがございます。

今後も議員の皆様をはじめ住民の皆様のご意見を十分にお伺いしながら、財源の確保を含め事業化の可否について協議してまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今、県立大学工学部の設立は目の前ということで、県に対して三宅町石見駅に補助金の申入れ、営業するのは今がチャンスと考えますが、町長の考えはどうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどお答えさせていただきましたけれども、近鉄石見駅周辺地区まちづくり基本構想（案）というところを、今、県とこれから再度協議をしている中で、そういったところも含めながら協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 近鉄橿原線の石見駅の西側に県立高等技術専門校があり、三宅町の人口の大半が電車の西側に居住していること、また利便性等々を考えると必要なんです。

次に、危険度は半分以下で踏切を渡るのが済むわけでありまして。橿原神宮行の踏切を渡ることとなります。事故は生じては大変だと私考えております。危険度は半分で済みます。

そして、大和八木から各駅停車で結崎駅までで、電车道左右に改札口のないのは石見駅、三宅町だけです。平成28年に駅乗降客数は増加により設置を検討すると言っておられましたが、駅の利用者は何名ですか。また、東側からと西側から各何名乗られるんですか、教えてください。そして、平成28年から現在までカウントされたのか何回ですか、お聞きします。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 駅の乗降者数についてのご質問でございます。

具体的に近鉄さんとの協議を行う中で、乗降者数のカウントというのは今のところされていないところでございますけれども、もちろんご指摘のように大学ができ、スタートアップヴィレッジができましたら、乗降者数が増えるというのは必須であるというふうに考えております。そのあたりも含めまして、近鉄さんと今後の協議のほう、乗降者数の推移も見ながら協議をしていくということになると考えております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 28年から今までは、そしたら乗降客の何名かはカウントされていないということですね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 三宅町のほうでカウントのほうはしておりません。かつ近鉄のほうにもその辺のお問合せをしておりますけれども、無人駅になったときの一定数から下回っているということは変わらないわけでございます、万が一乗降者数が増えて有人化されるかということについても、近鉄さんのほうから明確な回答はないところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 28年度で改札口移動のときの設置工事費用、経費等々は以前にお聞きしましたが、それとは変わってないんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 近鉄様と町道1号線の三河踏切の拡幅の関係で、これまで10回以上の協議をさせてもらう中で、今の西側改札の分についても、ちょっと余談というか、関連してお話ししたことはございます。

ご質問いただきまして、近鉄のほうにも確認をしておりますけれども、以前にお示しております費用につきましては変わりはない。ただし、具体的に事業が進んでいるわけではございませんので、その辺は具体的に協議が進むのであれば、費用についても協議は進んでまい

りますけれども、今のところ以前の試算に変わりはないということでございます。

○議長（辰巳光則君） 多分28年に松田議員が質問されて、その後で、それ以降、こういう質問をしたから、乗降客数とか数字を取られているのかということなんですけれども、多分そこは町としても近鉄としても取られていないと。今、拡幅どうのこうのというのも、まだ具体的にそこまで話が……。

松田議員。

○8番（松田晴光君） 駅の西側にロータリーがあり、また送り迎いのスペースもあり、一般駐車場もあります。なぜ東側にしか改札口がないのか教えていただけますか、副町長にお聞きします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長でよろしいですか。

○8番（松田晴光君） はい。

○町長（森田浩司君） 先ほどの回答でもお話しさせていただきましたけれども、近鉄さんから示されている条件としては、まずどちらに設置するに当たっても、両方に改札口を設ける場合、構内の踏切というところの廃止というのは絶対条件であると。駅へ入られて中で、手前が橿原方面で、構内の踏切を渡って京都方面というのを行くんですけれども、この中の構内踏切を廃止しなければならないという条件がございます。例えば西側に駅をつくったら、今度は東側の方が京都行きに乗るのに、踏切を渡って西側の改札に行かないといけないということが起こります。これはどちらが、西側が便利になるのか東側が不便になるのかどうか、乗る線によって、西側の人は結局東側に乗り換えないとけないという現象が起こりますので、そのほうもどちらに片方にするのか、2つ、西側、東側として、乗る方向によっては踏切を渡ってということをするのかということが発生しますので、そういった点も踏まえて、今後、先ほど回答させていただいたとおり、皆様方と協議を重ねながら、どちらを取ってもメリットがある方、デメリットがある方というのは発生する事案でございますので、できる限り皆様のご納得いただけるような合意形成というところを図っていきながら、検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 構内の踏切は、そしたら左右になった場合は廃止になるということですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そのように近鉄様からは条件提示いただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 28年度に聞いたときには、工事は全て三宅町が持つということをお聞きしたと思うんです。工事費用は約1億円、点検費用、毎年100万円弱、更新費用7年前に5,000万円弱と聞いております。これは変わらないんですか。それとも近鉄さんがどこかを潰した場合、持っていただけるんですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 踏切廃止というのは、その踏切幅幅に対して廃止という話です。今のこの西側改札を設置するという部分につきましては、今、議員がおっしゃったように、費用は近鉄が概算を示しております。この費用は全て行政持ちということになります。近鉄は一切費用は持ちません。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 近鉄石見駅は三宅町の玄関口として重要な活動拠点となっております。今後は安全性の確保、交通不便性の解除、また観光の玄関口として、三宅町発展のため、奈良県及び近鉄さんと何度も何度も交渉していただき、粘り強く努力してもらい、希望の持てる町にさせていただけることをお願いして一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） 多分、理事者の皆さん、松田議員、7年前にこの件の質問をされて、ほとんど7年前と同じ回答やったんで、この7年間で、やっぱり住民さんを巻き込んで、その辺の意見集約をしてほしかったという思いやと思いますんで、最後まとめられたように、そこも協議してもらって、本当に利便性の高い町になったらいいと思います。それでよろしいですね。

○8番（松田晴光君） はい。

○議長（辰巳光則君） 以上で松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 次に、3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうからは、官民連携協定についての質疑を行いたいと思います。

昨今、全国的にも自治体と民間企業との互いの強みを生かすことにより、自治体もしくは民間企業の問題解決に対応するための官民連携協定が、本町ばかりではなく、他市町村でも

よく拝見いたします。官民相互の持つ、得意とする事業展開で、町や住民生活の活性化、企業のイメージの好転化、業績の向上につながるにより、相互に連携協定の意義があるものだと思います。

そこで、本町も多くの連携協定をされておられますが、連携されてからの成果や問題点なども気になるころではあります。可視化できる連携協定ばかりではないことも理解できております。継続中の事業もあることですので、答えていただける範囲での、これまでの成果や実績などをお聞かせ願えないでしょうか。町長の見識をお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

昨今の複雑化、かつ多様化する地域課題の解決には、行政の人材や予算等だけではリソース不足は否めず、民間企業等のスキルやノウハウ等を活用しながらスピード感を持って対応するため、本町では民間企業等との連携協定を積極的に進めているところであり、先月末時点での協定数は合計27となっております。

これまでの主な実績といたしましては、夫婦の子育て支援プログラムの提供や助産師によるオンライン相談、医療者向け説明会の開催、フードロス削減にも寄与する飲料品等の提供のほか、学生のアイデアを取り入れ、地場産業品から排出される産業廃棄物を活用したアップサイクル品の開発、学生と企業による地域課題の解決等をテーマにしたセミナーの共同開催、特産品振興のための金ゴマ焙煎機の提供や複業人材の提供等がございます。

また、連携協定は締結しておりませんが、その他の主な取組実績といたしましては、公立園で本町が初めて導入したおむつ持参不要の手ぶら登園サービスやLINEや電話で利用可能な産婦人科や小児科のオンライン相談サービス等もございます。

これらの取組により得られた成果としては、地域課題の解決に資するだけでなく、本町職員の新たな知見やノウハウの取得、スキルアップ、業務負担の削減にもつながっております。

さらに、国や奈良県からも本町の積極的な取組を高く評価いただいているところであり、他市町村等からの問合せも多く、マスコミの取材を通じて本町の取組を情報発信していただくことで、本町そのものの認知度が向上していることや、官との連携に意欲的な民間企業内においては、本町が実証実験のフィールドとして付加価値の高い場所であることが広く認知されてきており、新たな連携協定の締結や新規の事業展開といった相乗効果も生まれてきております。このことは、現在、本町が奈良県と共同で進めている大和平野中央田園都市構想の主要な取組の1つであるスタートアップ支援や、新たなイノベーション創出への大きな布

石になるものでございます。

以上のことから、本町といたしましても、今後も官民連携に引き続き鋭意取り組んでまいり所存ですので、議員皆様方におかれましてもご理解、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 最初に申し上げておきますが、連携協定をされてくださっておられる民間企業の皆さんには、大変ご無礼のないように、協力していただいていますので、私の質問の意図は、行政機関としての連携協定の在り方についての質問であって、そのところを最初に申し上げておかないと、協定で民間企業の皆さんにはご無礼のないようにだけ申し上げておきます。

27も、今ここにありましたとおり、あるとされておられるんですけども、そもそも連携協定は直ちに成果が得られるようなものばかりではないのもよく分かっております。そういうところをお答えづらいところをお答えいただきまして誠にありがたいんですが、27ある中で、どの連携協定も詳しく成果など聞いていきたいんですけども、私これ1つだけ気になる、私も最近の協定の中で、その協定の調印式に立ち会いまして行った連携協定の中で、昨年10月に連携協定をされた焙煎機メーカーのダイイチデンシ株式会社様との連携協定についてだけお聞きしたいんですけども、そのダイイチデンシ様に、三宅町の国産品の金ゴマの焙煎機として本町に供していただいたと認識しておりますけれども、その調印式のときはお使いになられて、その後、あの焙煎機は何回ぐらいお使いになられたのかなと思ひましてお聞きしたいんですけども、お願いします。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 私の記憶の限り、金ゴマの焙煎として他の町外へのご提供という形では、その都度、数回という形ということで記憶しております。それ以外にも、もともとは焙煎機自体はコーヒー豆の焙煎機ということも用途としてはございまして、例えばですけども、12月のM i i M oの1周年記念等の際に、コーヒー豆をあの焙煎機で焙煎させていただいて、そのイベント時に振る舞わせていただくような形での用途を用いて使わせていただいたという実績はございます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） そもそもダイイチデンシさんに関しては、金ゴマの焙煎機として用途された焙煎機じゃないんでしょうか。それをコーヒーを焙煎してもいいというダイイチデン

シさんの使用目的も確認されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のご質問ですけれども、そもそもあのご提供いただいた機械自身が、そもそもコーヒー豆の焙煎機で、大前提がそれです。今回、連携協定でダイイチデンシさんもチャレンジをしていただいた部分でいいますと、金ゴマの焙煎をするプログラムを組んでいただいて、その中でほかの、もともとコーヒー豆の焙煎のプログラムがありますので、コーヒー豆のプログラムも入れといていただいて、新たに金ゴマのおいしく焙煎できるプログラムというのも試行錯誤して入れていただきました。そもそもどちらでもできますよということでご提供いただいています、ダイイチデンシさんのほうからもコーヒー豆等々の、もともとそのコーヒー豆の焙煎機なので、機会があれば使えることがあれば使ってくださいということはお聞きをしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） そこについてはあれですね、職員さんもコーヒー豆か金ゴマを扱うときに、どういうやり方、洗浄するとか取り外しとかというのは、皆さん、レクチャーを受けて、そこも許可を受けてやっているということによろしいんですね。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 初めから、そういうダイイチデンシさんとの約束事というか、そういう取決めをされておられたのは私も知りませんでした、調印式の中では、三宅の特産品の金ゴマを売り出すと。大々的に売り出すと。初めにやったときに、いい匂いしました、すごい、M i i M oの中で。それが今後、どんどんそれにつながって行って、金ゴマをされるのかなと思ったら、何かもうあつという間に諦めてコーヒーに使われるなんて、私は本来、何か本末転倒かなと、あの焙煎機を入れることに関して思うんですけれども、今後の焙煎機の高木仕様で使われるという計画なんかはあるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ダイイチデンシさんはじめですけれども、機械の提供だけでなく、先日、社長のほうもフランスに行かれた際に、三宅町の金ゴマ、あの機械で焙煎した金ゴマを持って行っていただいて、各レストラン等々にご提供いただいて、試食会等をしていただいて、今後、まだ今使えていないというところ、開始していないというところは販路の開拓というところ、卸先というところがあって初めて機能していく部分ですので、そういったところでも連携協定の中で販路の開拓のご協力というところも、今、ダイイチデンシさんはじめ、また連携協定をしている高木ビルさんとも、そういったところの販路を一緒に開発というところ

ころもしているところで、その販路ができましたら、販売のほうということで、どんどんと金ゴマを焙煎して販売していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 販路のことは、町の行政のほうも動いて一生懸命やらんといかんと思うんですけども、あの焙煎機、そもそも管理はどこの管理下に、M i i M oの管理下に置いておられるんですか。そのあたりも何か、誰が触っておられるのかなと不思議に思うんですけども、教えていただけますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 管理そのものというか、操作も含めて、今は産業振興課の職員で担当させていただいております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） せっかくああいう高価なものやと思いますわ、あの焙煎機は10万、20万じゃ買えないような、値段は分かりませんが、それを町に入ったことで、三宅の農家の方で金ゴマを産業としておられる方も、やっぱり若干、三宅は販路を開拓してくれるという希望を持っておられる方も多々おられると思うんですよ。ですから、やっぱりコーヒーに使っていただくことも結構なんですけれども、できるだけ、やっぱり金ゴマの販売、芋焼酎みたいな形で、どんどん売るような形で使っていただきたいと思うんですけども、その努力はこれからなされますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 連携協定の趣旨自身、目的自身がそこに至っているところがございませう。三宅の金ゴマを特産品として販売していくと。農家の方々の所得アップにつながるこの取組までということが今回の目的、このおいしい発信（発信）事業、予算化もさせていただいておりますけれども、そういったところが事業の目的となっていますので、瀬角議員おっしゃったとおり、そこは最大の目標として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 一事が万事といいますけれども、どの連携協定も、やっぱりそういう形でお互いの意図を持ってなされた連携協定ですから、やっぱり官民、どちらも身をもってなすのは、やっぱり理想的やと私は思っております。

民間ばかりではなくて、行政のほうも誠意を持って、これからも実行していく必要性があ

るんじゃないかなと思いますから、その場ばかりじゃなく、その後もしっかりとした計画を持って、管理課もちゃんとしっかり管理されるようなところをつくって、計画性を持って取り組んでいただきたいなと思っております。その場ばかりやったら残念やと思いますので、今後も計画性を持ってしっかり連携協定に取り組んでいただきたいと思っております。

私はこれで、この一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 以上で瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 久保憲史君

○議長（辰巳光則君） 次に、1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

1番議員、久保憲史君。

○1番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

J Aならけん三宅出張所西側交差点から役場前までと、小学校東側通学路について。

J Aならけん三宅出張所西側交差点については、令和3年9月議会において、発議第7号三宅町内における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願についてを、三宅町議会は全員賛成で可決した経緯があります。

今年度には、交差点東側町道を拡幅し、待避所を確保され、通過車両への注意喚起のためにグリーンベルトやポストコーンを新設する対策をされたことは一定の評価をいたしております。

当該交差点については、令和4年12月議会での森内議員の一般質問においてされている、引き続き通学児童のさらなる安全対策を検討するとのことで、私自身も協力していきたいと考えております。

しかしながら、当該交差点から役場前までの通学路についても危険性を感じております。以前、教育委員会が、「関係機関と行う通学路における合同点検」を実施する前に、交通量調査を行ったことを承知していましたので、当該交差点から役場方面に進入する車両数と役場方面から当該交差点に向かう車両数を伺ったところ、児童が登校する午前7時30分からの1時間では合わせて約100台とのことでした。私自身もその時間帯で様子を観察いたしましたが、通過車両も多く、通勤される方であろうかと思いますが、時間に追われているため焦りもあるのかスピードを出されるドライバーも見受けられました。当該交差点から突き当たりまでの間については、沿道住民の方の理解の下、水路が暗渠化され、ポストコーン設置の下、一定の児童の安全確保はされているとは感じていますが、交通量が少なくないことに危

険性を感じております。また、おかげ会館前の道路については、狭いところでは歩道も含め道路幅が約3メートルしかなく狭い状況です。

私自身、通学路を変更できるルートを探しましたが、交通量の少ない道路では人目にもつかないルートになり不審者対策の問題点があることが分かり、どちらにしても県道を横断せざるを得ないので、通学路を変更することは困難であると思います。また、小学校東側町道3号線についても、速度の速い通過車両が多く見受けられます。

そこでお伺いします。

町道2号線及び3号線をスクールゾーンやゾーン30の設定を検討する必要がありますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、久保議員におかれましては、常日頃から児童・生徒の安全に対し、温かい目で見守っていただいておりますことを深く感謝申し上げます。

議員ご承知のとおり、毎年、PTA、学校、教育委員会が、実際に児童の登校時に合わせ、子供たちと一緒に歩きながら通学路の点検を行っております。その点検結果を基に、通学路連絡調整会議を持ち、さきの三者に加え、奈良県教育委員会事務局、天理警察署、国土交通省奈良国道事務所、町行政から総務課、土木管理課が加わり、危険箇所の確認とその対策などを協議させていただいております。

令和2年度と3年度においては、コロナ禍により関係機関とは書面でのやり取りはありましたが、昨年は4月26日に行うことができました。その会議の中で、久保議員と同じようにPTA伴堂地区役員の方から「JAからおかげ会館まで車道が狭いので、時間指定の一方通行も検討してもらいたい」とのご発言があり、そのときの回答として、通学路と分かるような標示をしていきたい。一方通行とすることには地元の同意が必要なため、まずは通学路標示で対応し、グリーンベルトを設置したいとの回答をしております。

また、小学校東側町道3号線については、直線道路で車のスピードが出やすく交通量も多いことで対策必要箇所として該当しております。

子供たちは道路から一段高い歩道を歩いておりますが、車道路側部分に等間隔のポストコーンを設置するなど対策を検討しております。

議員ご指摘のスクールゾーンやゾーン30の設定につきましては、地域の生活道路に道路交通法上の規制をかけることとしているため、地元の理解を得る必要がございます。

警察機関への協議等を含め検討の余地がないわけではございませんが、まずは道路管理者としての安全対策として、通学路であることを示す標示やグリーンベルト設置等を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、関係各所と連携しながら通学路の危険箇所の改善を図りつつ、補助金を活用した財源の確保による計画の前倒しを進め、児童・生徒の通学路における安全確保に一層努めてまいりますことをお伝えし、久保議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 久保議員、再質問。

○1番（久保憲史君） 伴堂交差点及び伴堂東交差点の北進の時間帯、左折禁止にするよう、これは警察に申請できないものでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 場所は分かりますか、伴堂交差点の。

○1番（久保憲史君） 伴堂交差点と東交差点の北進、北向き。

○議長（辰巳光則君） J Aのところですね。

○1番（久保憲史君） J Aと京奈和の下、左折禁止、それなら小学校のほうへ行かへんから。

○議長（辰巳光則君） 南側から来たやつが小学校を向いて入れんようにという、時間帯で。

○1番（久保憲史君） 時間帯で。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） すみません、交通規制の関係なので、私、道路管理を担当する者としてお答えするのがちょっといささか不適切かと思っておりますけれども、なかなか警察の交通規制なんですけれども、当然、公安委員会の規制になります。例えば要望させていただくにしても、例えば中学校の通学路である時間帯の進入禁止とかがあると思うんです。今、議員のご質問があるように、ゾーン30ですね、30キロ規制にしても公安委員会の規制になるわけです。

おっしゃるように京奈和道走ってきて、伴堂東で左に曲がらなければ、当然、今の伴堂交差点に来ないというご趣旨のご発言だと思うんですけれども、なかなかこれはハードルが高いように私は感じております。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○1番（久保憲史君） それでは、2号線、3号線の要所要所にハンプの設置はどうでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん道路の構造の話なので、道路管理上でいわゆ

る多分田原本の小学校の前のことをおっしゃっているんですね。確かに天理警察のほうでも、田原本小学校の前の設置をされて、今、経緯を見ておられるところだと思うんですけども、道路管理者としても、ああいう構造物を造るのであれば、当然、車がバウンドしますので、その辺もどういふことで設置したかというような理由というか、出来上がってからの管理上の問題もございますので、今のところどの場所につけるかも含めまして、これからもこういう交通安全の会議等がございますので、そういう議題があれば、道路管理者として検討することもできないことはないと思いますけれども、今のところ、どこにということはお考えておりません。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○1番（久保憲史君） 検討のほどをよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

以上で久保憲史君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

1つ目、三宅町の介護保険事業の長期展望について。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳を超えつつあります。三宅町においてもこの先10年、後期高齢者が増えていきますが、三宅町を支えてきた先輩の方々をどう支えていくのか指針が必要です。

日本では高齢化の波が2回来ると言われています。現在が1回目、団塊の世代の子供たちの高齢化が始まる2040年頃からの2回目の波です。全国的にも少子化の改善の見込みがなく、高齢化率は高止まりが続きそうです。長期展望が必要で行政も覚悟を問われます。

三宅町の第8期介護保険事業計画に17年後の2040年度の介護サービスの給付見込みが示されています。2023年度推計と比べて全体で28%増加で9億1,920万円、事業費の内訳を見ると居宅サービスが37%、地域密着型サービスが11%、施設サービスが52%増となっています。

特徴を見てみると、居宅サービスでは訪問介護が31%増、訪問看護が27%増。施設サービスでは特別養護老人ホームなど介護老人福祉施設が47%増となっています。在宅支援の必要

性が高まると同時に、特養などの施設入所も大幅に増えるという見込みです。2020年度の三宅町の介護保険事業で、近隣で施設建設ラッシュが続いた影響もあり施設サービスが53.6%を超えましたが、それが常態化することになります。

以下質問します。

1、介護保険の財政逼迫が言われ、2024年度の見直しでサービス切下げが心配です。うわさされていた介護度が低い高齢者を介護保険から切り離すことは見送られるようですが、厳しさが増すことは事実です。

第8期計画の推定では2040年度には総事業費で2億円増加します。町負担率が現行の12.5%のままと仮定しても2,500万円の負担増が見込まれます。まず当面する10年、介護保険事業をどうやって維持していきますか。

2つ目の質問に移ります。

市町村事業である地域支援事業費について。

国の動向を見ると、介護度の低い人の支援や介護予防の事業については、市町村に丸投げしていく意図が見え隠れします。介護予防・日常生活支援総合事業や、地域包括支援センターの運営などの包括的支援事業に三宅町はどう取り組むのか、しっかりとした考え方が必要です。

今年度、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体として運営し、健康寿命を延ばす取組は、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らせるように支援するもので必要な取組です。他方で最近の課題は、介護度が高くなって長時間の見守りが必要になったときに、次世代が遠方で暮らしておられる場合は施設入所を希望されるケースが増えていることです。これは地域包括ケアで支えることを目指してきた課題です。

つまり介護予防と地域包括ケアの2つは両方必要だが、事業の方向としては正反対を向いているとも言えます。この2つの比重やバランスをどう取るか、それはまさしく政策で決めることです。

以下質問します。

1、三宅町の地域支援事業は、「健康寿命を延ばす」方向に重点化されてきているように見えますが、地域包括ケアについてはどう位置づけ、どんな事業を展開しますか。

2、介護事業をめぐっては、人材確保の困難さが深刻です。特に、ホームヘルパーでは高齢化が進んでいると言われていています。国の処遇改善の取組はありますが、ヘルパーさんの場合は細切れ勤務で実労働時間しか給与保障されない場合が多く、拘束時間が長い割に手取り

の賃金が少ない現状です。これでは若い人たちが常勤職員として働くことは困難です。人材確保ができず事業所が閉鎖されていくことにならないように、三宅町としてできることはありませんか。

質問は以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、三宅町の介護保険事業の長期展望についてのご質問にお答えいたします。

三宅町第8期介護保険事業計画においては、施設系サービスは計画値に対して減少しているものの、居宅系サービスについては通所介護や通所リハなどの通所系サービス、訪問系サービスの訪問介護、また地域密着型サービスでは小規模多機能型居宅介護などが増加しており、これらは近年の新型コロナの影響による介護サービスの実態であると捉えております。

議員ご指摘のとおり、医療サービスや介護サービスが常態化した次期介護保険事業計画につきましても、保健、医療、介護、介護予防、生活支援などの分野において、住民の皆様をはじめ、医療、介護、障害に関わる事業者の方々のニーズに応じたきめ細やかな事業展開が必要であると同時に、持続可能な財政運営においても医療費や介護サービス費の抑制を図る必要があると認識しております。

そこで、当面10年における介護保険事業をどのように維持していくかについてのご質問でございますが、令和5年度当初予算における介護給付費に対する一般会計負担については約9,900万円で、前年度に比べ約300万円増加している状況であり、議員ご指摘のとおり、第8期介護保険事業計画における介護給付費の見込みのように、団塊の世代の方々が75歳を迎えられた後には、介護給付費や後期高齢者医療費に対する本町の財政負担の増加は喫緊の課題でございます。

令和5年度においては、国の介護保険事業計画基本指針に基づき、介護保険制度の改正に対応した第9期介護保険事業計画を策定する予定であり、医療・介護の連携を図りつつ、医療機関や介護サービス事業者、地域における支援者、介護サービス利用者や介護者などのニーズに対応する介護保険計画となるように考えております。

また、介護保険の財政運営につきましても、後期高齢者数がピークを迎える今後10年間につきましても基金活用も視野に入れ、中長期的に安定した財政運営を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、市町村事業である地域支援事業費についてのご質問にお答えいたします。

高齢化が急速に進み始めた平成12年4月より介護保険制度が開始され、本町においても介護保険事業計画を策定し、平成18年の第3期計画においては、介護保険法の改正により予防を重視した予防給付や地域支援事業、地域密着型サービスの創設、高齢者の地域における包括的な支援を行う拠点として地域包括支援センターが設置され、平成27年の第6期計画より、地域において医療・介護・福祉などの生活支援サービスを包括的・継続的に提供できる地域包括ケアの推進を図っており、現在の第8期計画においては、地域包括ケアのさらなる深化・推進として、地域包括支援センターの委託先であります社会福祉協議会を中心とした相談体制の充実を図りつつ、医療機関の地域連携部門や介護サービス事業者との連携による実情に応じた対応を行っております。

そこで、1点目の地域包括ケアについてはどう位置づけ、どんな事業展開をしていくかのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、これまで進めてきた高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らせるよう、行政を中心に、住民、関係団体、事業者、医療機関等が包括的に支援する体制を推進していくことが重要であると認識しております。

今年度より高齢者の保健事業と介護予防事業を一体として実施する介護予防一体化事業により、健康寿命を延ばす取組を始めたところであり、介護保険制度の在宅系サービス、地域密着型サービス、介護予防総合事業サービス、また配食サービスなどの地域自立支援事業、安心・見守り収集などの利用により、住み慣れた地域での生活支援を基本とし、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また一方で、ご本人やご家庭の状況によっては、ご指摘のとおり施設入所を余儀なく希望される方々が増えており、個々のニーズに応じた対応が必要となっていくことも認識しております。

国の介護保険制度改正の見通しにつきましては、在宅サービスのニーズが増加していることから、通所や訪問など複数のサービスを組み合わせた新たな複合型サービスが創設される想定であることから、次期介護保険事業計画策定の過程において、充実した高齢者福祉サービスや介護保険サービスに対する事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の事業所における人材確保についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、社会情勢の変化などにより介護報酬の改定や介護職員等の処遇改善が行われてきましたが、介護職員の人件費や委託費、物価や光熱水費等の上昇により、介護サービス事業所の経営は非常に厳しい状況にあると認識しており、さらに、居宅系サービスのニーズの高まりから、労働時間が決められた介護ヘルパー職員の方々の雇用状況についても、かねてから

の課題であります介護人材不足は逼迫している状況にあると認識しております。

国や県においては、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策として、労働環境や処遇改善の事業に対する支援が拡充されながら行われ、また、町といたしましても介護人材確保対策の1つとして介護職員初任者研修対策事業を行っているところでありますが、様々な課題を抱えておられる介護事業者や新たに介護職員となる方々に対して支援できるものが何であるかについて、次期介護保険事業計画策定の過程において検討してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 答弁の中で、今後10年支え続けると、そのためには基金の投入も必要であるというご回答がありました。おっしゃるとおりで、お金がないから高齢者の皆さん、ごめんなさいというのは、三宅町の今までの歴史、三宅町を支えてきてくれた先輩に対する礼儀としてもあり得ないことで、そこを覚悟して腹を決めてやっていくということが何よりも大事、必要なことであるというふうに思います。

実際に、どんなところに乗り切っていく鍵があるのかという、私の考えは、施設サービスに、介護保険の比重がどんどん行くと、介護保険の財政は多分破綻するというふうに私は思っています。施設サービスを否定するわけではないですが、在宅の部分で支えられるケースを全力で支えるということが、結果として介護保険の事業費の抑制にもつながって、減るわけではない、施設サービスに移行すると、施設サービスは満額使用、自動的にそうなります。本人の願いとしても、恐らくできれば自宅で最後まで暮らしたいという希望をかなえていくためにも、施設サービスの比重がどんどん大きくならないよう、そこがポイントだと思っています。

2年ぐらい前に、決算委員会で、ちょっとこれは危ないんじゃないかと、全国平均が35%ぐらいで三宅町だけは54%、ちょっとこの状況では介護財政は破綻しますということでやり取りをして、ポイントはやっぱり家族だけでは支えられなくなったときに受皿があるか。それから、どうしたらいいんだろうとシビアになったときに、地域ケア会議、関係者がみんな集まって知恵を出し合って、こうすれば何とかこの生活を継続する、出来る可能性はあるよというような先が見えるような、そういう組織的な取組というのがないと、やっぱり家族としては、本人としてはもう無理というふうになってしまう。

そういうことをやっぱり企画立案して、町内の事業所と連携しながら、あるいは町内の事業所を組織しながら、先頭になって活動する役場の高齢福祉の担当職員の役割というのは、

非常に特にここ数年、どういうプランを持ってやっていくのか、非常に大切だというふうに思っています。

具体的に1つ目、基金の投入についてもやっていきますというご回答だったので、もう少し具体的に聞きます。

私も基金をいろいろ調べてみたんですが、地域振興基金1億6,000万というものがあります。10年間、平均して使ってもしょうがないので、こういうときに、こうなってこうなって、ここのピークでこう支えて、そのためには、こういうことにお金を投入してという、そういう裏づけを明確化しないと、介護保険計画立ててもあまり意味がないということになる。

もう一回、波も来ますので、必ず使い切ってしまうというふうに主張するわけではないですけれども、でも使い切っても支え切るという覚悟を持たないことには、介護保険計画はつくれない。地域振興基金1億6,000万、これを使って10年間、こんなふうに支えていくというようなプランを検討していくことは考えられませんか。

○議長（辰巳光則君） 誰がお答えになりますか。休憩を入れましょうか。

暫時休憩いたします。

（午前10時32分）

○議長（辰巳光則君） 休憩を解いて再開します。

（午前10時33分）

○議長（辰巳光則君） 宮内住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） ただいま渡辺議員より財源についてのお話をいただきましたが、現在、地域振興基金は、高齢者福祉とか、いろいろな地域の福祉活動の推進とか、そちらのほうに運用するというような形の基金の積立てで、ただいま町単独事業の紙おむつの部分にだけ毎年充てていっているというような状況であり、現状1億6,000万というのは、あまり変わらない推移で動いているような状況です。

これについても、以前から町のほうの中でも、どういう使い方をしていくかというふうな形のものの検討・協議を重ねてまいっているところです。地域福祉に関係する部分で、何らかに使っていかなければいけないなという、補助金のないような町単独事業、いろいろあると思うんですけれども、その辺に充てるということも1つであるし、今、提案していただいている部分の高齢者がどんどん増えている今後に向けての基金導入ということも検討できる

ことだと思っております。その辺も踏まえて、今後は介護保険のほうの不足部分というところから辺にも一応検討はしていく余地はあると思いますので、それで考えさせてもらおうかなとは思っています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 介護保険のお金が足りなくなったから、じゃ、基金からこれだけ足そうかという使い方は、あまり効果がないと思います、もったいない。そうではなくて、施設サービスの比重にどんどんのめり込まないように、地域福祉の仕組みを強化するということに、計画的にこういう準備をして、こういうふうに入投していくというような使い方をしないと、幾らお金を投入してもあまり効果がないと。そういうことをやっぱり検証して調査して、プランを立てていく、そういうやっぱり役場の担当課職員の役割が非常に、特にここ一年、二年が極めて大切だと思います。

現状を見ていると、高齢福祉の職員、絶対数も少ないし、国から流れてくる事務運営を回しているのが精いっぱい、以前に比べても、五、六年ぐらい前に比べても、高齢課の職員が現場に行つてとか、あるいは現場の事業所と協議しながら支援の内容とかやり方とか展開図っていくだとか、そういう活動が非常にできなくなっているという現状を感じます。

当面、まずそういうプランを三宅町としてつくるために、1人じゃ足りない、2人ぐらいの増員ということを経済介護課の、今、名前は違いますけれども、職員の増員というのが、やっぱり今一番第一の課題じゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） いただきありがとうございます。定員の話になりますけれども、渡辺議員おっしゃるように、ここ一、二年というところになる中で、今、役場全体の定数というところが定められて絶対数が決まっている中での増員という話になるかなというふうに思いますけれども、たとえ一、二年、今まで携わっていない人が入ったとて、なかなか力を発揮できないというところもありますので、そこは増員すればいいという単純な話ではないというご趣旨だということも理解した上で、そういったところをどういうふうに対応していくかというところは知恵を出しながら検討していきたいというふうには思いますし、また、この期間が決まっている中で、また役場だけのリソースではなくて、やはり専門的なリソースというところを使いながら、知見というところも活用することが必要かなというふうに思いますので、また大学であったりとか、そういった外部の視点というところも知恵を借りながら、役場だけではちょっとしんどいというところが正直なところだと思いますので、そう

いったところの外部との連携というところも摸索しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） おっしゃるとおりで、国ももう迷走状態です。方針をなくしています。やっぱり創造性のある具体的な効果のあるものを立案して、三宅町が頑張ってやっていくというのは、全国的にもない領域を開拓していくということになると思うので、いろんなリソースをつなぎながら、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

もう一つ、さっき宮内部長の話の中にもありましたけれども、例えば地域振興基金ということ考えたときに、三宅町の課題は高齢福祉の問題だけではないわけです。今で言えば、県立工科大学の設置、これを軸として町づくりの在り方、少子・高齢化の中で小学校の建て替えとか町営住宅とか、お金が桁違いでかかる事業も待ち構えている状況なので、総合的にどこにどうお金をつぎ込んで、どこでどう工面していくのかということで、こういう判断が、もちろん県立工科大とか、そういう優先課題ですが、そこには過疎債とか、いろいろ使えるものを全部、積極的に導入して投資していくということになると思うんですけども、地域振興基金ということ考えたときにも、今度される地域福祉計画、その中で子育て支援もあるし、障害者の支援もあるし、高齢者の支援もある。じゃ、これはどんな比重で、どんなバランスで、どういう財源の組合せでやっていくのかということも、やっぱり課題になる。やっぱり町民全体の合意がないと基金の取崩しというのは、そんなことをやっていいのかという声は必ず出ると思うので、地域福祉計画、ちょうど更新されますから、そういう場でもぜひそういう論議をしていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 基金の活用という論点だけではなくて、やはりそのサービスとか、これから必要なものというところを、渡辺議員、先ほどおっしゃったように、支える体制づくりというところをどうしていくかということも議論していく余地があります。そこに対しての費用というところも、続いて議論されるころかなというふうに思いますので、そこはしっかりと話し合いを重ねていきたいというふうに考えております。

また、渡辺議員おっしゃっているように、体制づくりのところでは、やはり圧倒的に高齢者の数が増えて、この間も80万人、子供たちが出生を切ったという状況の中で、支える側が圧倒的に足りない。三宅町においては住宅開発が行われ、核家族化が進んでいるというところで、施設入所というところが多いのではないかとというふうに私自身も考えている

ところでございます。なかなか支える側のリソースの絶対数が足りない中で、どうやって在宅を進めていくかというところ、在宅で希望があれば、自宅で介護を受けられる体制をつくるかというところは、本当に大きな課題でもありますし、なかなか現実的な解が見つからないというところかなというふうに思います。また、そういったところで現場の声も含めて、引き続きご意見を賜われればと思います。よろしくお願いします。

○5番（渡辺哲久君） ちょっと時間が迫っているので、最後の質問に移ります。

福祉における人材の確保の困難さというのは、回答にもありましたように、私も具体的な、こうすればできるというものがあるわけではないです。私自身も両親の介護をやっていますので、その厳しさ、困難さをどう打開するか本当に痛い。

ただ一つ思うのは、例えば特定技能とか技能実習生とか、今、制度の見直しを国でもやっていますけれども、やっぱりそこを根本的に変えなきゃだめだと思うんですね。使い捨てだから、基本的に今の仕組みは。そうじゃなくて、本当に安心して長く働ける。働くことによってスキルも上がるし、その人の人生もキャリアも広がっていく、そういうような働き方を、日本の国が腹を決めて覚悟をして踏み出さないことには来ないと思います、外国人の人は。そういう面の改革というのが、一番これが絶対的な条件ですけれども、もう一面で、やっぱり住みやすい町ということもあると思うんです。三宅町は人権を大切にやってきたところですので、そういうところの底力はあると私は思っています。

既にもう100人を超える外国人の方が三宅町で暮らしておいでで、給料日近くなると郵便局にたくさんの方に遭遇する機会がありますが、そういう人たちと多文化で共生して、一緒に町で暮らしていくということが見えるように、例えばいろんなお祭りとか文化祭とか交流祭とか、そういう場で積極的に多文化共生の取組をつくって、町民と外国人の働いている人たちの交流をつくって、その人たちが三宅って困ったときは助けてくれる町なんやなど、自分たちよそ者で何かプレッシャーをかけられるんじゃないかと、仲間として受け入れてくれるんだなど、そういうような取組は、三宅町としてできることだし、三宅町のよさを生かす取組でもあると思います。そんなことは検討できませんか。

○議長（辰巳光則君） ちょっと今、趣旨を超えていますけれども、大丈夫ですか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） いつも海外の労働環境を詳しくお話しさせていただく中で、日本で働きたいという国、今までは東南アジアでは非常に日本で働きたいというご意見が多かったというのもあったんですが、今、逆転している。オーストラリアとか、日本は賃金が低いので

選ばれなくなっているという現実がありますということで、僕も衝撃を受けたんですけども、安全でおいしいものが安く買えるから、旅行として行く先にはいいですけども、働く場所ではないということで、今、世界では、日本はそう見られているよということをお聞きして衝撃を受けたところでございます。

また、渡辺議員おっしゃるように、地域でどうしていくか、外国、多様性の文化をどういうふうに人権を大切にしながら、多様性をどう認め合う町をつくっていくかという大きなご質問の趣旨かなというふうにご理解したんですけども、そういった中で町がやれることのみならず、やはり地域で住まれる方、まずは一番小さい単位、その方々が住んでいる地域というところがどういった受入れ体制をするか、またそういったつながりを地域自身がどういうふうにつくっていくかということが非常に大事な点。そこでネックになりやすい言語であったり様々な文化の違いとか、様々なネックになることがたくさんあると思うんですけども、そういった課題に対して地域だけで解決できないところは役場も寄り添いながら、しっかりと伴走していく。役場だけでやるのではなくて、地域と連携して、皆さんのそういう文化をつくっていく、伴走をしっかりと、三宅町のビジョンである伴走を大事にしていきながら、共に新たな価値というところを創造していきたいというふうに考えていますので、役場だけで何かする、役場でやらないといけないことはしっかりとするけれども、やはり地域のここに住まれている方々と地域というところも併せてやっていただかないと、役場だけでは絶対にできないものだというふうに思っていますので、そういった形で皆さんとともに、渡辺議員がおっしゃった形というところを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 終わります。

○議長（辰巳光則君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時55分からといたします。

（午前10時46分）

○議長（辰巳光則君） それでは休憩を解いて再開します。

（午前10時54分）

◇ 森内哲也君

○議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、先ほど休憩前にスマホの電源、マナーモードにとあったんですけども、ちょっと鳴ってしまって申し訳ございません。それでは、気を取り直して質問させていただきます。

私のほうから2点ほど質問させていただきます。

1つ目です。公会計について。三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの運営・管理に必要な経費がよく分かるようになりますというサブタイトルをつけています。2つ目が伴堂の中にある崩れた空き家に対しての今までの経緯と今後についてというタイトルをつけています。

それでは1つ目からいかさせていただきます。

公会計が三宅町でも導入されております。この制度は、財務4表のもとになっている考え方を生かして、施設別の情報を明らかにされることが有効と、私、政務活動費を利用して研修で教わってまいりました。すなわち、施設ごとに建設の費用は幾らであったのか、そのうち減価償却された分はどの程度なのか。建設時に行った借金はどの程度償還されたのか。建物の減価償却費、だんだんぼろくなってきます。その費用とか維持の管理費、運営に関する費用も含めて、その年、その施設を運営するために要した全てのコストは幾らかということになりますか。

そのうちどの程度が施設の使用料で賄われ、どの程度が税金という形で、町の全ての住民さんの負担により賄われているのかといった情報が示されたものということになっております。

適切な維持管理には、こうしたデータが把握されて、住民さんに対しても分かりやすく説明することが重要になってきています。そういう状況の下で公会計が導入されていますよというようなことを聞きました。ということですので、Mi i Moでも、できたばかりですので、これからのことを考えて、これをやる必要があるのではないかとということで質問です。費用対効果を見て、効果がないから廃止するというような考え方ではなく、将来の三宅町民に、このくらいの負担をしながらも、交流する場を維持していくためということで、こういうことがMi i Moにできないでしょうか、これが1つ目の質問になります。

2つ目です。伴堂の空き家についてです。あえて番地とかは出してないんですけども、イメージできますでしょうか。グーグルアースの写真で見ると、昔の写真とか遡れるんです

ね。定期的に写真を自動的に撮っていています。2013年12月から、直近です、2022年12月までの写真を見ることができます。それを見ますと、2013年12月から屋根が崩れており、ほぼ10年間、あまり何も変わっていないように見える。あえて言うなら、だんだんぼろぼろになっていっているみたいなんですね。今までの行政としての取組と今後どうなっていくのかの見通しをお伝えいただけたらということで、私の2点の質問です。再質問は自席で行わせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、公会計についてのご質問にお答えいたします。

地域住民の皆様へ行政コストをより分かりやすく見える化し、公表することは重要であるとの認識のもと、現在、財務書類全体の指標分析等で分かりやすい説明資料の作成と公表に努めているところでございます。

ご提案のM i i M o 個別の管理運営コストの公表につきましては、M i i M o だけでなく、他の町有施設も対象とし、比較検討を行うにはどの施設を対象とするのか、また、どの情報を対象とするのか検討する必要がありますので、今後、庁内での議論を進めてまいりたいと考えております。

なお、当月末には、新たにM i i M o を含めた令和3年度の財務書類を公表予定であり、議員におかれましてもご参照いただけますと幸いです。

続きまして、伴堂内にある崩れた空き家に対しての今までの経緯と今後についてのご質問についてですが、これまでの経緯と今後の見通しについてお答えいたします。

当該物件については、これまでに地元からの要望や一般質問の場においても太子道の景観の観点も併せて状況をお答えさせていただいた経緯もございますので、その後の特定空家としての判定等の調査状況につきましてご説明をいたしたいと思っております。

平成31年3月に開催された空家対策協議会において、判定基準では特定空家に該当するが、地籍混乱地に位置し、所有権については登記名義人の相続人が相続放棄を申し立てており、根抵当権等が設定されていることから、調査が必要であるとの意見をいただいたところでございます。

当時、奈良県など他自治体に本件同様に権利関係が複雑な案件の対応事例について相談等を行っておりますが、先例となる解決事例はございませんでした。

また、道路法に基づく保全措置として道路の通行安全確保のため、平成30年8月にバリケードやカラーコーンの設置を行い、当該家屋との離隔を確保し、通常の道路パトロールに併せて当該物件の状態を目視確認してきたところでございます。

最近では、去る1月27日に開催をいたしました令和4年度第3回三宅町空家等対策協議会において、除却に向けて本件を議題とし、委員皆様方に、再度、本物件の土地建物の登記の現在事項に関する情報をお示ししご意見をちょうだいしております。

その内容といたしましては、所有権においては、売買で取得された名義人に対して代物弁済予約、譲渡担保、根抵当権などの多様な権利が設定されているので、登記部門の専門家である司法書士に調査を委託し詳細に解明した上で、その権利が、以後現在まで履行され又は存続しているのかについても、当該人への調査を含め民法等の法律の専門家である弁護士に委託を行い、詳細に調査を行った上で方向性を決定していく必要がある等のご意見をいただいたところでございます。

今議会でご審議賜ります令和5年度当初予算においても必要な予算を計上しておりますところ、今後も継続して本件の解決に注力してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしましたら、再質問させていただきます。

まず、Mi i Moのほうの公会計についてです。

率直にこの回答、Mi i Moだけ分けているのは困難ですという回答に受け取りました。最後のほうに、また全体的な三宅町の公会計は、これは近年出ているんですけども、これは最新のものが出ますよという案内をしていただいたというふうに捉えておりますが、2点、私の解釈でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 議員ご理解のとおりです。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 公会計についての理解も、ちょっともう一度確認させてください。

例えば今回のこの本会議の議案で、あざさ苑のカラオケシステムがぼろくなったんでやめます、廃止しますみたいなのが出ていたと思います。現在のものですと現金の動きはやめるということでないんで、それは数字上には出てこないですけども、例えば公会計で導入すると、僕も付け焼き刃なんであまり偉そうに言えないんですけども、この減った分、捨てた分の金額が下がってくるんで、住民さんにも、これ下がった分、実はやめたんです、カラ

オケのシステムをやめたんですというようなことがあります。そうすると、例えばそれをM i i M oで行った、マイクのシステムが何かぶちぶち切れるんで壊れとった分、廃止やという、その分が金額下がってきたというのは数字で見えるんで、M i i M oの運営とか分かりやすくなるんでやってほしいなというので質問なんですけれども、なかなかそういうのも、やはりできないというご回答はいただいているんでできないということだと思えるんですけども、できないとすると、何がちょっと引っかかってくるのかなというので、その辺は割と個別に費用、光熱費なんかも出ていたりするのかなとも思っているんで、できないとなると、どういう点が引っかかっているのか教えていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 北村会計管理者。

○会計管理者（北村しのぶ君） 回答させていただきたいと思います。

まず、公会計と申しますのは、今までの現金主義によります、今まで三宅町では収入と支出があって、幾ら使いましたよということだけの報告をさせていただいていたわけですが、それを公会計というところで行きますと、貸方、借方、財産という考え方が出てきますので、一概に幾ら使いましたよというだけの報告だけでは足りなくなってくるんですけども、今、森内議員、おっしゃっていただいたように、カラオケ機器は資産ということになります。ただ、そこでこれは資産を買った時点で、資産を買いましたという計上をしないといけないんですけども、M i i M o、今全体で、その報告をするために、今までの単年度収支、今まで三宅町は収入と支出の報告で決算報告をしておりました。それを公会計にのせるためのシステムにのせまして報告をさせていただいているわけですが、それは決算を打ってから全てにおいて分けているんです。

本来、M i i M oだけ単体でしようとしてみますと、伝票の時点で分けないとできないような形になっております。ですので、森内議員がおっしゃったように、今できないという答えになっているんですけども、そういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） すみません、申し訳ないです。やれやと言うているわけでは全然ないんですよ。そうしたほうが、皆さんにもM i i M oの運営説明しやすいんで、何か割と簡単にと言ったら、ちょっと簡単じゃないようなんですが、できるならばしてほしいなということで、現在、公会計を行うために、トーマツさんに委託で、そういうシステムがそもそも三宅町導入していないんで、できた後にお願いしているというふうには聞いています。なので、トーマツさんに、こない言われたんで、何とかありませんのみたいなことは聞いてほしいな

とも思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 北村会計管理者。

○会計管理者（北村しのぶ君） 随時委託業者であるトーマツのほうにはご要望は出していきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） お願いいたします。やはりMi i Moは、無理してとは言いませぬけれども、我々も思い切って賛成したという部分もあるんで、やはり三宅町、これから発展、住民さんのウェルビーイングとかと言いますけれども、幸福度が上がるために利用していきたいと本当に思っておりますので、いろいろ説明しやすくするような仕組みとかも考えていただけたらという思いで質問させていただきました。

2点目に移らせていただきます。

伴堂の崩れている、皆さん、イメージできるかな、施設のことです。この一般質問でもありましたという回答をいただいていますけれども、自治会長を兼ねている瀬角議員から、2度ほど今まで質問してくださっています。やはり自治会、地域に住んでおられる方が、それだけ目立ってしまっているし大丈夫かいと注目されている点でもあるのかなと思います。

そのときの回答なんですけれども、2017年、6年ぐらい前ですかね、3月、平成29年です。特定空家というふうに認定されれば、代執行、代は代わりという字ですよ、もう住んでおられないんで、行政が代わりに片づけたりできるかなと思っておりますという回答をいただいて、その特定空家に認定されたというのが、ついこの間の第4回というような、時間の流れとしては、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど森内議員の一般質問にもお答えさせていただきましたけれども、当該物件に関しまして、特定空家に認定されたのは、平成31年3月に開催されたところで認定該当ということで、以前の空家対策協議会のほうで認定をされているところです。この間行われた令和4年度の第3回については、議題として、除却をしていくに当たって、もう一度課題の整理であったり、しっかりと情報というのを改めて取り直して協議をさせていただいた中で回答させていただいたとおりの様々な権利関係の問題というところも、今まで以上に深く分かってきたところがございます、これをどうしていくかということで令和5年度の予算で、専門家の委託の予算というところも組ませていただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君）　ということは、2017年のときは特定空家に認定されたら、直ちに何とか措置しますとあって、平成31年ですね、二千何年かな、認定されたけれども、やっぱり何かハードルがあったということですよ。その辺の経緯なんかは、やっぱり心配してくださっている自治会とかには言っていたんでしょうかね。

○議長（辰巳光則君）　岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君）　自治会のほうに説明をしたのかという話でございますけれども、特にその件に限って、こういう状況なんですという説明を詳しくさせていただいたということはなかったかと思えます。その辺は反省点でございます。

○議長（辰巳光則君）　森内議員。

○6番（森内哲也君）　やはり僕なんかは町外の方にガイドしたりとかがあるので目立ちます。何かリピーターとかで来てくれているんで、あれとなるんですよ、前のままやんけという話でね。なので、やっぱり地元の人とかはもう見慣れちゃって、逆にとなるんですけども、いろいろこれは難しい言葉がいっぱいなんで、こんな日本語初めて聞いたような説明なんで困難やというのはよく分かるんですけども、やっぱりほっているんじゃないよというのは欲しいのは欲しいです。というか、しないといけないかなとあるんで、これはまた今のところやっぱり特定空家に指定されたけれどもという話なんで、これ読んでいると代物弁済やら根抵当やら聞いたことがない言葉が並んでいるんで、ちょっと今の困難さについて、何かもうちょっと分かりやすく説明いただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君）　岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君）　権利関係のご質問でございますけれども、例えばある所有者の方が特定できたとしても、例えば相続放棄をしておられるとなると、相続財産管理人の指定とかという申立ても必要になってきますし、例えばその譲渡担保で所有権を持たれた方、かつ根抵当というのがまだ残っているというのがございますので、その一つの物件に対していろんな権利を持っている方がおられると、所有権以外の権利があるというところがございますので、この権利を整理しないと、財産を例えば代執行で壊すにしても、壊したときの費用の請求先であるとか、残った土地はどうなるのか、土地自体が地籍困難地にありますので、そこに現物はあるんですが、法務局の公図に照らし合わせたときに、果たしてその土地がどこというのは特定できない場合もあります。登記の問題もありますし、物件そのもの問題もありまして、これで説明に当たるかどうかと思えますけれども、もちろん話を戻りまして、相続の問題、権利の問題というのが一番のこの物件に関する課題でございます。

○議長（辰巳光則君） 多分、森内議員が言うてるのは、前日もそのような感じの質問やったとは思いますが、これ時間がたてばたつほど、その相続人というのが増えてきて、余計難しくなってくるんで、早く解決したほうがいいん違うかというような感じのことかなと思いますけれども。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 議長、フォローしてくださったとおりになんです。やっぱりややこしくて、行政として、手がなかなかつけようがないんやなというのは分かります。ただ、住んでいる人とか僕ら通る者からしても、何ともならんのかという思いがあるんで、例えば僕なんか通るときに、どう見てもごみにしか見えないんですけども、それを財産やという人がおったら、じゃ、おまえ片づけろよみたいな話にしかならないんですが、ちょっと手の届く範囲で持って行って、自分で捨てるのとかを許可してくれよと、それはもう俺の個人の責任でやるからとかというのでオーケー取っといてくださいよみたいなことは可能ですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん、そもそも言いますと、もちろん個人の管理責任に戻っていく話なんですけれども、こういう空き家問題がある中で、空き家対策の法律もできて、行政のほうも指導から最終的には代執行ができるという法律ができているところでございます。

もちろん今、さっき申しましたように、所有権が一体誰にあるかというのをもう一度確認しなければならぬというところもございまして。確かにこれまでも、ある登記の名義人に対して勧告等をしてきたという経緯も過去にはあります。ただし、その方が相続放棄をされましたので、今、相手方がいないというところでございます。

ですので、今言われたように、例えばもう一回、かなり崩れてしまっていて、その分だけは1つ持ち出すということについても、法的な問題はついてまいりますので、今、何も法的措置をせずに手出しをするということは、非常に訴訟リスクも含めまして問題はあるというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） どういうことをイメージしているかというのと、気になって気になってしゃあないねんと、汚くて。見た目も悪いし用心も悪いし、ブロークンウインドー、壊れ窓理論みたいな、あんなん置いといたら、地域の安全なんやねんみたいに思われると。もう手の届く範囲で、俺1個ずつ捨てていくわというのを10年重ねたら結構減ったんちゃうん

かぐらいのイメージなんです。だから、何か権利を持ってはるそれぞれの人に、あまりにも近所の人、我慢できん言うてはるんで、手の届く範囲のごみというんか、もう崩れたもんは勝手に捨てさせてくれ言うてはるけどよろしいですか。ええよと言うてもろたら、そんでしまい、何人かいてはんのやったらね、その人らに言うてもろたらいけるんちゃうかなとかと思ったりをしているんですけども、それも、いやいや法的にそんなんやめてくれ、もめるとかというふうに今、ストップされたようなイメージを受けているんですけども、やっぱりそういうのも無理ですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） その権利のある方がやめてくれという話ではなくて、個人の財物に、そもそも立ち入ることもできませんし、個人の財物を、例えばごみに見えるからといって処分できることは、行政としては不可能です。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 行政としてとは言ってなくて、やれとは全然言うてないんですよ。要するに、僕が通っていて、うわあ、汚いのごみを拾うイメージで持っていましたみたいな、それはできひんかという話です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご理解できるんですけども、それを持っていったときに、権利者から自分の財産を持っていったということで、逆に逮捕される可能性というところも出てくるという、法的なところではそういったことも実際あるということが、個人で行った場合でも、そういうことが発生し得るということと、あと、先ほどどれぐらい難しいんだというのを分かりやすくという中で、先日行われた空家対策協議会の中でも、弁護士の先生や土地家屋調査士、また様々な専門家の方がいらっしゃるんですけども、弁護士さんが見ても、僕が見ても、これは非常に複雑怪奇で、今のところこの情報だけでは分かりません。しっかりと依頼してもらって調査しないと分からないと。弁護士さんですら、これはちょっと慎重にいかないと厳しいというようなご意見をいただくぐらい、権利関係としては非常に複雑、また権利者の方も亡くなっていらっしゃる方もいらっしゃって、そこの相続というところもありますので、そのあたりもどうなっているのかなというところもあって、非常に厳しいというところは理解をしたところなんですけれども、ただ、森内議員おっしゃるように、気持ちとしては、私としても担当職員も常々言っているのは、何とか撤去できる方法で考えてくれということで、撤去するという強い意志はしっかりと持って臨みたいなというふうに考えていま

すので、これは地元のご協力も含めて、議会の皆さん方のご理解とご協力というところが、まず間違いなく必要になってくると思いますけれども、気持ちとしては撤去していくという方向の強い気持ちを持って、この問題に今後も取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっとさっきもちらっと言いました。例えば僕が何か持っていきました、木を持っていきました、訴えられました。おまえ、それ、勝手に持っていったやろうと言ったら、ちょっと待て、訴えるんやったら、おまえ片づけろやと、その人に向かって言える人見つけたみたいな話かなとも思うたりもするんですけれども、こんなのは裏技っぽいんで、もうやめときなさいという理解でいけますか。

やっぱり、もういいかげん、10年ぐらいほっていて、ほっているわけじゃないというのはよく分かりましたけれども、やっぱり気になります。そんな権利がどうかというのは、当然、目にも見えない話なんで、何かの折に、こうやっているけどあかんねんあかんねん、ここまで進みましたとかとやっぱり説明しないと、ちょっとなかなか瀬角議員の前の一般質問にも、太子道であそこを通らるんですよと、住民だけちやいますよと、それを見てどう思うてはりますのんという部分があったんで、何かそろそろ答えというか見えるように、安全確保でガードだけしましたといっても仕方ないんで、本当に何とかしたいという、しないといけないという気持ちも育ってきているんで、先ほど議長もおっしゃってくださったように、時間たてばたつほどややこしくなってくるんで、何かもうそれこそ、みんな一人持っていきこう運動でも何でもいいですけれども、できるような形でも、いろいろ検討ください。難しいというのは分かったんですけれども、そういうことで、そしたら終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 以上で森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。私からは4点ございます。

1点目、県域水道の一体化について。

本件は、前回に引き続きの質問となります。

県域水道一体化に対するメリット、デメリットの議論を再度行いたいと思います。

メリットは、コスト、技術者の確保、技術の伝承、ひいては水の安全・安心、持続可能性などと言われていたようですが、デメリットについては検討不足を感じずにおられません。デメリットとして検討すべき項目は多々あると思いますが、その1つに、サービスの低下があると思われます。今、示されている基本計画では、事務所は10年ほどで5エリア程度に集約する旨が記されています。今の5倍程度を一つの事務所で賄うことで、サービスの質を維持できるとお考えでしょうか。

2番目、県立工科大学の周辺整備についてです。

県立工科大学の周辺整備として、高等技術専門校前の四つ角部分への信号設置、周辺道路の拡幅、駅前整備の状況を教えてください。

また、開校までは時間があるかもしれませんが、工事が始まる前に周辺の道路事情は解消すべきかと思いますがいかがでしょうか。

3番目、リカレント教育について。

県立工科大学の特色として挙げられているリカレント教育について、ある方から提案をいただきました。

リカレント教育を本気でやるなら、入学に際してインセンティブをつけるのがよい。すなわち入試制度として何年かの就業経験があることを加点基準とすることというものです。どうでしょうか、地元基礎自治体として県に提案していただけますでしょうか。

4番目、コロナワクチンの後遺症について。

コロナワクチン接種の後、長期にわたって何らかの健康被害が現れることがあると耳にします。三宅町では、そういった例はありませんか。

予防接種健康被害救済制度など、国の制度を利用しようとした場合、明らかな因果関係を問われることになると思います。そういった場合に、当事者に寄り添い、ケアの隙間を埋めることが基礎自治体の役割と考えます。因果関係の証明は困難だが、時期的に明らかにワクチン接種の影響と思われる場合、町はどのような対応をされるのかお聞かせください。

なお、再質問は自席でやらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私のほうからは、県域水道一体化について、県立工科大学の周辺整備について、リカレント教育についてのご質問に回答させていただき、最後のコロナワクチンの後遺症につ

ては、植村健康子ども局長よりご回答申し上げます。

初めに、県域水道一体化についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の企業団組織の方向性につきましては、去る2月1日に開催されました第6回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において、その資料の中、最終案として、組織・業務運営の項目で、令和16年度までをめどに5エリア程度への集約化を目指すとしております。

同日、参加表明団体の総意の下、基本協定書の締結に至った経緯でございます。

そして、奈良県広域水道企業団基本計画においては、業務運営のうち営業業務の項で、窓口業務は、統合当初は現在の各構成団体が設置する窓口で運用し、一定期間経過後、デジタル技術等を活用しつつ既存の窓口の統合を目指し、住民サービスの維持向上を図るとされております。

議員ご指摘のサービスの質においては、転入転出時の水道閉開栓手続や料金の支払い窓口が直接的には該当すると思えます。現在、磯城郡水道企業団においても、水道の使用開始・中止は電話または窓口にて受付しており、口座振替手続については各金融機関窓口で取扱いを行っております。現金による料金支払いもコンビニで取扱いができることから、将来、営業所が統合されても、利用者の利便性に変わりはないものと考えます。

また、情報システムの統一化にあつては、デジタル技術等を活用し、さらなる利便性の向上も見込まれるものと考えております。

他方、県域水道一体化の目的であります水道施設の老朽化対策においては、資金の確保はもとより、技術力の基盤強化が課題でございます。

現在、磯城郡水道企業団では、工務課において技術系職員は6名の構成でございます。その年齢構成からも熟練職員が5年後には3名減となることが推定されているところでございます。

サービスの質の観点では、寒冷時等における漏水の緊急対応が直接的に該当すると思えます。そのためには現場経験を有する技術系職員の対応力が必要となることから、このままでは個々の団体において対処していくことには限界があり、広域的に対応することにより技術系職員の融通や技術の継承においても統合の効果があると考えております。

また、漏水修繕工事に緊急対応していただく工事業者についても、さらに広域的に確保していく必要がある時期に来ていると考えております。

今後も協議会の場で住民サービスを維持向上できるよう議論を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、県立工科大学の周辺整備のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる高等技術専門校前の四つ角部分とは、東西に町道三宅2号線、南北に町道三宅5号線の交差点部分でございます。2点目の周辺道路の拡幅についても併せてお答えいたします。

令和4年度にご承認いただいている予算において、両路線の整備計画区間において地形測量を実施し、道路の線形と交差点形状の予備設計を進めているところであり、同時に町道三宅5号線の拡幅整備に必要となる用地の取得に向けて、土地境界の立会いを進めるため用地測量、詳細設計に向けた土質調査の業務委託を発注したところでございまして、地元関係者及び地権者への説明も開始しております。

今後、交差点形状について計画案を示し、警察機関への協議を進めていく予定をしており、道路の完成と大学の開校後の交通量予測を見込んだものとなると考えており、議員のご質問にある信号機の新設も含めた協議内容になるものと考えております。

3点目の駅前整備についてのご質問でございますが、さきの松田議員のご質問にお答えしたとおり、令和2年3月策定の近鉄石見駅周辺地区まちづくり構想（案）の見直しについて県との協議を進める中で、大学開校までの整備計画を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、リカレント教育についてのご質問にお答えいたします。

去る2月16日に開催された大和平野中央田園都市構想の第2回フォーラムにおいて配布された大和平野中央田園都市構想～Well-beingなまちづくり～の地域のリカレント教育の中で、既に奈良県立大学において25歳以上で社会人経験が5年以上の方を対象とした社会人選抜入学試験を実施しております。

また、（仮称）県立工科大学を核としたスタートアップヴィレッジにおいて、県内の若者、女性、中高年齢層、外国人などを対象に実践的なリカレント教育を実施することとし、県立工科大学において、社会人入学枠、科目等履修生などの多様な学習機会を提供するとされていきます。

私も松本議員と同じく県立工科大学には並々ならぬ期待をいたしております。それは大学が三宅町に存在しているということだけでなく、三宅町の学校教育や学校教育から一旦離れた後も学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくことができるリカレント教育を、大学とともに何かしらできないか、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町にとって大和平野中央田園都市構想の大切なご意見として県に伝えてまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） コロナワクチンの後遺症についての質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種後に健康被害が現れたという例はありませんかというご質問についてですが、三宅町では、昨年度、医療機関より厚生労働省に報告される副反応の疑い報告にて1件の報告がなされており、奈良県より経過報告を受けております。また、今年度については、相談対応の結果、副反応対応協力医療機関をご紹介するまでに至ったケースは2件になります。

次に、因果関係の証明は困難だが、時期的に明らかにワクチン接種の影響と思われる場合の対応についてですが、まず松本議員の一般質問中の予防接種健康被害救済制度についてですが、この救済制度はコロナウイルスワクチンに限らず、全ての予防接種が対象となります。救済制度の申請窓口は市町村が担っており、申請があった場合、受理後に、三宅町にて予防接種健康被害調査委員会を設置し、委員会において医学的な見地から調査を行い、審査に係る資料を整理し、厚生労働省に進達いたします。

厚生労働省では、専門家により構成される疾病・障害認定審査会において、予防接種と健康被害の因果関係に係る審査が行われ、認定・否認の決定がなされ、給付金が支給されるといった流れとなります。支給が決定されれば、コロナウイルスワクチンに限っては市町村が給付することとなり、給付金については厚生労働省から市町村へ交付される流れとなります。

このため副反応に関する相談があった際には、副反応と思われる症状、現病歴、副反応出現以降の受診の有無などについてヒアリングを行い、未受診の場合は、副反応対応協力医療機関の紹介を行うなどの対応を行っています。

また、コロナウイルスワクチン接種会場にて、接種後の待機時間を用いて、副反応に関する説明は実施しております。来年度5月から、再度、ワクチン接種が実施されることとなりますが、それにつきましても同様の対応を行ってまいりますので、議員の皆様におかれましても、住民の方よりご相談があった際には、健康子ども課が窓口であることをお伝えいただくなど、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、再質問。

○4番（松本 健君） 順番前後します。コロナワクチン後遺症のほうからいきたいと思います。

これ昨年度1件、今年度2件というふうに回答していただいていますけれども、コロナワ

クチンの接種後に、その日の晩に熱が出ましたとか、何日間は大変だったとか、そんな話はよく聞きます。最終的に昨年度1名、今年度2名という方というのは、どのような、半年ぐらい何かあったとか、すごい大変なことになったとか、どういう状況があるのか、分かる範囲、しゃべれる範囲でお願いします。再度回答いただけますか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） この3件の方につきましては、松本議員おっしゃるように、熱が出たとかそういったことではなく、数週間、または数か月たっても、日常生活に支障を来すような症状が、いつまでたっても軽快しないであったりとか、ますます悪化していくといった内容のご相談がありまして、病院のほうに受診したけれども、影響がないというふうには、予防接種の反応かどうかはちょっとというような回答をされた方もいらっしゃったんですけれども、そういった方たちについては、先ほど回答させていただいた副反応の協力機関の医療機関のほうをご紹介させていただいたりという形を取っております。3名の方、本当にそうですね、数か月、半年近くたつけれども、かなり日常生活に支障を来しておられて、仕事のほうもお辞めになるような症状があったという方も1名いらっしゃいますので、そこまで重症の方については、この健康被害のほうのご紹介のほうをさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

その3名の方、結構仕事もできないとかいう話になったときに、実際その国というか、県というか、予防接種健康被害の救済制度という形になるのかどうか分からないんですけども、何かそういう助けの手というか、相談はされているかもしれないけれども、助けの手が本当に出ているのか出ていないのか、その辺の状況はいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 実際、先に回答させていただいた副反応の疑い報告という形で医療機関から厚生労働省のほうに報告があったケースについては、半年ほどは三宅町のほうに、実際こういう報告が来ているということで、県のほうから報告はいただいていたんですけども、半年以降たってからは、一切その報告はなくなっているもので、多分もう医療機関のほうに受診されなくなった、受診されずとも軽快されたのかなというふうに判断しています。

あと2件の方についても、一応健康被害のこちらの救済制度への申請については、いろいろ説明のほうも担当者のほうからさせていただいて、複数回相談のほうに乗らせていただい

たんですけれども、結果的に申請されることがなかったので、それ以上の救済措置というのは、ちょっとすることができておりません。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

一般的にというか、外から聞く話としては、やっぱり、コロナワクチンの注射をいっぱいやって、やっと半年ぐらい前になって、すごい大変なことが実は起きているんじゃないかという話をよく報道等でも耳にします。結果的にそれが救済されたのかというと、何かあやふやになってというか、なかなか本当に救いの手が伸びていないというふうにも聞いております。

そこで考えてみるに、やっぱり国の制度とか、組織が大きくなればなるほど線の引き方も難しいし、認定できるできないというようなこともすごいなかなか難しい話になると。そういった場合に、市町村、地方自治体の役割とは何なのかなと思うと、こういうところの隙間ができちゃうところを、何とかして寄り添えないかというようなことをやること自体が市町村の役割なのかなと。もちろん、国にこういう仕組みがあって、お医者さんにかかって、こういう制度を紹介して、そっちに行ってくださいというのは、もちろんやるべきだと思うけれども、隙間がどうしてもできちゃうところを補っていくというような形で、市町村はおくべきだと考えております。

特に、こういうコロナワクチンなんて、人類にとって初めての経験で、制度があっても、それで本当にどこまで救われるのか分からないということに対しては、市町村が一番敏感になってやっていけたらなと思います。

毎回、注射のときに、こういう制度がありますよというのものもあるかもしれないけれども、もし、ちょっとでも熱があったら、お医者さんにまずかかってくださいという話はよく聞きますけれども、そこへ隙間ができたときに、どれだけ寄り添うかというような形で、ぜひともこの先、続けていただければなと考えております。何か一言いただければ。

○議長（辰巳光則君） 植村健康こども局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 症状があった際は医療機関のほうにかかってくださいとかという説明は、もちろんさせていただいているんですけれども、副反応の継続した場合に、どこに相談したらいいか、やっぱり分かりにくいという方がいらっしゃるというのはお聞きしておりましたので、先ほど述べさせていただいたように、接種後15分ないし30分間待機していただいておりますので、その際に、本当に何かどこに相談することもできないとか、病

院に相談するほどではないけれども、ちょっと気になるといったことについては、健康子ども課のほうがいつでもお話のほう、相談対応をさせていただきますということで、待機時間のときにもお話しさせていただくようにしておりますので、そういった周知のほう、していきたいと思っておりますので、また、もし住民の方からそういった声がございましたら、健康子ども課のほうに相談したら、いろいろ聞いてくれるみたいだよというのは、一言、言っていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

三宅町、小さい町で、それなりに顔が見える関係の役場と住民さんという形のメリットを生かすという言い方もあれかもしれないですけども、それを生かすことというのは、やっぱりこういうちょっと気になったことで役場に声をかけてみようかという関係をつくっていくことが大切かと思っておりますので、私もそういう方向に努めたいと思うし、役場の職員さんも、そういう形で対応していただければと思います。

続きまして、水道問題のほうにいかせていただきます。

質問の中で、私まずデメリットに関しては考慮が少ないんじゃないかという言い方をさせていただきましたが、これは県とか郡とかの説明会とか、そういうところに、今いろいろ行かせていただく中で、やっぱりメリットはいっぱい挙げてくれはるんですけども、デメリットについてはどうなんですかと言ったら、いや、私たちは統合したい、統合するという方向でやっているんで、デメリットについてはなかなかあえて言いづらい、あまり深く掘り下げてないというような感触を持っております。そういった質問の中で、1つだけサービスの低下のようなことを私のほうで挙げさせていただきましたが、そういうようなことですけども、やっぱりデメリットを真摯に抽出して、それをどう補っていくのか、解決していくのかというのを、ちゃんと立てていくということは、これから先の仕事にとって大切だと思っておりますので、そういうふうにさせていただいております。

まず、質問の回答をいただきました、これは5か所に集約というのは、結局、今二十何か所、三宅町はなくなったけれども、磯城郡で1か所というような形になってはいますが、これで多分人口3万人ぐらいですか、郡の単位になっていると。県全体で5か所というと、多分20万人とか30万人とか、磯城郡だけじゃなくて、近隣でいうと天理と桜井をくっつけるぐらいの天理、桜井、磯城郡とか、広陵のほうに行くのか分からないけれども、それぐらいの規模で1か所に集約というような形になると思います。方向として、そういうのを考えら

れるのはいいと思うんですけれども、それで本当に支障なくできるのかというところで、まず基本計画にもそう書かれていて、それに合意した上で法定協議会に入るといような今、時系列的にはそういう時期に差しかかっているという状態ですので、5か所に集約することについては、町長の答弁では既に合意されている。それに対してデメリットを考えたときに、技術の進歩、それなりに新しいやり方で、そういうのは問題なくやれるとか賄えるというふうなことと、あと熟練者の育成という観点でいうと、継承という観点でいうと、それぐらいにまとまったほうが逆にメリットがあるといような答弁だったと思います。

まずその技術の進歩というか、やり方をうまくしていくことで、もちろん電気料金の支払いなんかだったら、すごい1か所にまとまって、別に顔を合わせなくてもとか、そういう話になっているかもしれないんですけれども、まずは水道、水質どうなのとか、どこの管路が一番壊れやすいのとか、いろんな知識の集約が必要だと思いますけれども、そういうものが問題なくなったよという時点で営業所が集約されるのだったら、それはそれでいいのかもしれないんですけれども、順番的に10年見越して5か所に集約していくといようなのが、もう現時点で出ているということに対して、ちょっと疑問を感じます。

すみません、長くなって。県域一体化に関して、浄水場を集約するというのは、それなりにすごく意味があるかなと思うんですけれども、営業所自体を集約するということについては、まだ技術的な課題が多く残されているんじゃないかなと思っております。例えば営業所は5か所になったとしても、市町村の単位で細かいところを知っている人間が残るであつたり、それこそ上水道と下水道はばらばらにされているけれども、上下水道を見てその地域の状態を把握している人が、ここに残るであつたり、いろんなやり方はあり得ると思うんですよね。1件目のコロナワクチンの話なんかにしても、保健所の場合はまさにそうといえそうですよね。これはでかいところに保健所があつて、そこにある程度、技術とかの、そこまで行かないとできないことは、そこで集約するけれども、やっぱり窓口対応じゃないんですけれども、本当に苦しんでいるところ、何か困ったところに対して即対応できるのは市町村ができるとか、水道の問題って、そういうのを全くなしに一気に何か全部一体化、5か所に集約とかといふふうなところに非常に疑問を感じます。

この先、法定協議会に入って、いろいろ今の基本協定の内容というのは、内容自体を煮詰めていかれるんだろうと思うんですけれども、その際に、そういう観点で、今こういうふうに決まっているけれども、ここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかといようなことを郡の水道企業団から話を持っていく、上げていくといようなことも必要だと思うん

ですけれども、そのことについてどのように考えますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員おっしゃるように、そういったご意見を出す場としてのこの協議会の設置ということで、この協議会において議論を煮詰めていくという段階に入りますので、先日も水道企業団の議会がございまして、様々なご意見をいただいている中で、そういった意見をしっかりと次の法定協議会に移行しますけれども、そこに加入することによって議論していくというところがございます。また、16年をめどに5エリア程度に集約化というところ、これはゴールをある程度見据えた上でバックキャストしていくということが非常に大事なというところで、答えありきではない、こういった目標を立てた上で、じゃ、現実的にどうだとか、これは問題があるから、ちょっとやっぱり5か所と言っているのをもうちょっと6か所だよなという議論を今後煮詰めていく議論になるかなというふうに思いますので、この基本計画、あくまでも計画の中で、こういった目指すべき姿をイメージしながら議論をしていくと。何も無いところで議論は進んでいかないので、ある程度の方向性を見据えて、現実的にどうだという議論をしていくというのが、これからその作業になっていくかなというふうに思っています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

今の水道一体化の流れとしては、法定協議会を開く前に基本協定、基本計画に合意していただいて、合意していただいた上で法定協議会を開く。それ順番逆じゃないのというふうな話はよくされているんですけれども、今出ている協定、基本協定であったり基本計画というのは、あくまでもたたき台じゃないけれども方向を示すものであって、中身については煮詰めていくということで、町長もそう認識されているということを理解をしました。

その際に、さっき熟練者の技術の継承には、まとめたほうが逆にメリットがあるというふうな話もございました。そういう話を時々聞きますけれども、結局5か所に集約というのは、20人いる事務所が3か所あったのを、3か所60人集めて、60人を残すわけじゃなくて、集めたことによって人員も多分削減されていくのであろうというふうに思います。技術的な、すごく技術、高い技術を必要とするものは、ある意味、どこか水質技術のセンターであったりとかもともとあるわけで、人数はそんなに要らないけれども、高い技術が必要な人が何人であったり、本当に地区地区の細かいことをよく知っている人というのは、もう技術者という言い方をされるんだと思いますけれども、そういう人たちは、結局減らせないと思うんです

よね、何ぼ事務所を集約しても。結局その場所場所をよく知っている人、そういうふうなところにも今後5か所に集約というのに対して、内容を煮詰められる際に、すごく注意していただいたほうが、サービス低下につながらないようなやり方になるんじゃないかと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そういったところは、今後、水道企業団のプロパーの職員採用をどうしていくかというところの経営のところにも関わっていく、今後の議論の重要なところかなと。技術は減らすという目的ではなくて、やはり必要な人材は必要に取っていくと。ただ、今、技術者を採用するに当たっても非常に厳しい状況でございます。三宅町が単独でやっていた場合で想定、シミュレーションとか考えてみますと、今50代後半の課長級職員が非常に水道にたけている、本当にこの辺の次長級、課長級の方々が、水道とか三宅の土木というところにたけている方々がいらっしゃいますけれども、その下の技術者、技術職、工事の現場を分かる方というところかというと、もう40代と20代というもう2名、3名になっていくという現状がございます。このままでは、なかなか技術の継承であったり、現場というのをよく知っている人がそもそもなくなるという現状で、磯城郡企業団においても、かなりの漏水が出ているところで、漏水対応というところで集約化した効果というところ、出ているところがございます。本当に技術者がいない、少ないので、技術者がなかなか育っていないところというところも、やはり工事のところでは不具合があったりというところの実際そういった問題も出てきていますので、そこにおいては非常にメリットがあるのかなと。水質検査ではなくて、土木工事のほうの、管路のほうの技術という意味の技術者ということで認識していただけたらなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 水質検査というのは、水質検査センターみたいなものがあるでしょう、そういう分野で必要な人間というのは、そういう集約の仕方はあり得ると思うけれどもという例えだけの話です。もちろん三宅町だけでやったら、2人、3人とかで技術の継承は大変なのは分かります。ある程度、規模を広げるという必要性ももちろん分かった上のことなのでよろしくをお願いします。

法定協議会で今後細かく議論していくという方向性は同じだと思いますので、その際に、できるだけ閉じたところでやられるんじゃないかと、法定協議会で今どういう話がされているというのを、サービスの低下なんていうのは一部の人間だけが納得するようなものじゃなくて、やっぱり住民みんながみんな感じ方が違うことなんで、こういう方向で話が進んでいま

すというのは広く公開した上で、広いところからいろんな話を聞いた上で詰めていくという
ような法定協議会の進め方というのを希望しますので、よろしくお願いします。

すみません、次にいきます。

県立工科大学の周辺整備についてです。

1つ、先ほど松田議員がされた質問の中での話がございましたが、改札を両方開けるとし
たら、中の踏切をなくさないといけない。踏切なくすというのは、通常のそれなりに大きな
駅の場合、横断歩道橋というか、上を通ったりとか下を抜けたりという形で、ホーム、ホー
ムのつながりはある上で、それが踏切じゃないというような形もありますけれども、それって
ある意味、維持費もかからないで1回投資したら終わりだけの話ですよ。そういうふうな
方向の提案というのは可能性はあるんでしょうか、なされるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 今の質問のとき、残り5分でしたので。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、松本議員おっしゃっているのは、高架化するか地下でつないだら、
維持費がもう1回の工事費で維持費がかからないのではないかというご提案という認識でよ
ろしいでしょうか。

○4番（松本 健君） 中の踏切を廃止する場合は。

○町長（森田浩司君） ただ、その場合、やはりバリアフリーの観点も重要になりまして、エ
レベーターの設置であるとか、様々な維持コストというところはかかってくるかなというふ
うに認識しています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） いろんな観点で検討いただければと思います。

県立工科大学の周辺に関して、私のほうで主題としていたのは、実際に開校する前、工事
が始まったときに、突然、道がいろんなガードマンを置くよと言われても、人が歩くところ
と区別できなかつたりとか、いろいろ問題があると思いますので、工事のタイミングに合わ
せて、京奈和から工事現場までの間をどう確保するのかというのも視野に入れた上で道路整
備をお願いしたいというところです。

いろんな経路はあると思います。3パターンぐらい、この道を通すというのはあると思
いますが、どうするにしても前々からやっておかないと大変だと思いますので、ぜひと
も工事車両が動く前に、道路に関してはお願いしたいなと思います。

続けていきます。

リカレント教育のところですが、今、既に県立大学のほうで5年以上の方を対象とした入試を実施しているという話なんですよね。リカレント教育、学び直しを含めた、すごく大切だと思うし、後から社会人になって、実際に学ぼうとして入ってくる人以外にも、そういう人たちと一緒に高校卒業して大学に入ったときに勉強しようと思っている人が、そういう人たちと一緒に学ぼうということで、すごく刺激にもなるしプラスになるというふうに考えております。

ある人は、スウェーデンなんかでは、実際に入試の段階で例えば50点げたを履かせるとか、そういう形で何年以上働いた経験があつて学ぼうとする人に対しては何点以上のげたを履かせる、実際に有利になるようにして積極的に取り入れたり、何人という枠を取るという形もあるみたいですが、工学系の学校こそ、そういうふうな形で新しい技術を年行つてからも、三宅の場合、工業技術短大というのが前からあつて、ある意味、職業訓練に近いような形かもしれないけれども、そういうのと融合するという形で有利じゃないかなというふうに思っておりますので、引き続きいろいろ提案していきますというご回答でしたので、そういう方向でお願いできればなというふうに思っております。何かあれば一言お願いいたします。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

それでは、以上で松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、県域水道一体化についてであります。

2月1日に、県域水道企業団設立準備協議会が奈良市内で開かれ、その模様を2日の新聞が報道しています。報道によると、水道料金や投資額などの新たなシミュレーションを提示、基本計画、基本協定案を提示とあります。まず基本計画、基本協定案の説明を求めます。

この中で、水道料金は協議会の試算として統合後当初の料金は183円、30年後には262円を見込んでおり、昨年11月の協議会で示された料金よりも統合初で2円、30年後には9円上昇したものの統合メリットはあると報道されています。

この金額は12月26日の磯城郡町議会議長会勉強会の説明と違いがあります。新たに2月1

日に示された料金の基になった試算表、国からの交付金明細を提出することが求められます。町長の所見を伺います。

次に、三宅町のデジタルトランスフォーメーション推進状況についてであります。

2月1日に、国からの要請に基づく、行政が抱えるデジタルトランスフォーメーションについて、本年度3回目の県・市町村長のサミットが開かれています。

この中で、「県から地域デジタル社会構築に向けた取組が紹介」と報道されていますが、三宅町の報告はどのような内容なのか明らかにすることが求められます。町長の所見を伺います。

また、三宅町の進捗状況はどのようになっていますか。当日、意見交換が行われたと報道されていますが、内容はどのようになっていますか、町長の所見を伺います。

次に、学校給食費の無償化についてであります。

昨年9月議会で学校給食の無償化について質問しましたが、給食食材等の高騰が現在も続いておりますが、完全無償化している自治体は12月3日現在254自治体でその後も増加しています。

9月議会の答弁でも、「今後の動向を見て給食費の一部補助費等の様々な検討に入りたい」、「第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である町づくりで子供を育てる仕組みづくりの一つとして検討してまいりたい」と答弁され、12月議会で食材費の補助が補正予算で可決されました。

学校給食を無償化する目的は、子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があり、中でも食は重要であり、将来にわたって健康であり続けるための礎の1つであります。子供の成長を社会全体で支える施策の1つとして、子供たちの安心で充実した食の環境を整える取組を進めるため、学校給食費を無償化が必要であり、その後も食材の高騰も続いており、学校給食無償化について、町長の所見を伺います。

次に、財政状況の公表に関する条例についてであります。

三宅町では、昭和23年3月20日付で、財政状況の公表に関する条例が制定されています。

この条例によると、公表については4月1日と10月1日に財政の進捗状況を町広報掲示板に公表することになっています。また、その発行（公表）の日から6か月間、町長の指定した場所において、これを閲覧に供さなければならないとなっています。この条例で公表に当たる文書は公文書に当たるのか町長の所見を伺います。

公文書に当たるのであれば、令和4年10月1日公表の財政公表には、今まであった水道事業会計の予算及び執行状況の欠落と、町債に関する調べには、上水道事業債が欠落しています。なぜ欠落し、理由も示されていません。町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問を行います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、県域水道一体化についてのご質問にお答えいたします。

12月26日の資料では、大和郡山市が県域一体化への参加表明をされていない時点での給水原価と供給単価が示されたものでございます。

なお、この時点で、奈良市は不参加を表明されており、試算には含まれておりません。

その後、葛城市が県域一体化への不参加を表明され、大和郡山市が参加の意思を表明されたことにより、奈良県広域水道企業団設立準備協議会事務局において大和郡山市の更新計画の財政シミュレーションを組み入れた料金水準の試算がされた結果、料金、供給単価において、統合時に181円と183円、30年後253円と262円に見直しがされ、2月1日の第6回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において説明を受け、参加団体の了承があった経緯でございます。

その要因としては、大和郡山市の参加により、昭和浄水場が存続施設として位置づけられたことから、その更新整備や強靱化の費用が盛り込まれたこと、葛城市の脱退による再試算の結果と説明されております。

また、ご指摘にあります国・県の交付金の活用においても、国207億円、県も同額の207億円の計414億円の試算から国206億円、県206億円の試算となっているものでございます。

これは現時点において、各団体が老朽化対策に必要と見込んだ額を積み上げたものにより試算されたものと認識しており、今後、法定協議会が発足し、関係団体の長による検討部会、実務者による幹事会、作業部会において精査されていくものでございます。

今後も令和6年度の一部事務組合設立に向けては、三宅町議会においても法定協議会での審議内容を丁寧に説明させていただき、皆様のご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、三宅町のDX推進状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問中にある、去る2月1日に開催された第3回奈良県・市長村長サミットは、あくまでも県主催によるものであり、一義的な報告責任は県にあることをまずご理解いただきたいと思っております。

その上で、サミット当日は、外部講師による「デジタル変革が作る奈良の未来」と題した基調講演のほか、奈良県からは「(仮称)地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例」と「奈良スーパーアプリ」のビジョンの説明がございました。

その後、参加34市町村長等が8つのグループに分かれて、「地域デジタル社会に向けた課題と取組について」をテーマに意見交換が行われました。私が参加したグループでは、「住民サービスにおいてデジタル化を進める部分とアナログで残す部分のバランスの重要性」について意見集約を行い、グループの代表者が発表いたしました。

さて、ご質問のDXの進捗状況に関する回答といたしましては、現在、総務省・デジタル庁などが中心となって、デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及」という政策が進められております。

自治体の情報システムについて標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していくことを目的に、まずは住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、各自治体が令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指していきます。

本町におきましても、令和7年度内の標準準拠システムへの移行完了に向けて、総務省が公表する自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書に基づき、文字同定、標準インフラ構成設計、移行計画策定といった移行作業に係る経費を来年度当初予算に計上し、実施を予定しているところでございます。

最後に、職場内DXに関する取組の一例を紹介いたしますと、現在、本町においては、職場の環境改善・業務効率化の一環として、これまでの文書整理の在り方を見直し、文書管理のDX化の基礎となるファイリングシステムの構築に全庁を挙げて取り組んでいるところであり、次年度末までには完了する予定でございます。

いずれにいたしましても、全庁挙げてDXが進められるような体制づくりも視野に入れ、今後、大きな課題となるデジタル人材の確保や育成についても、長期的な展望の下、計画的な実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の無償化についてのご質問にお答えいたします。

昨年9月議会での池田議員からの一般質問の答弁において、物価高騰により今年度の学校給食材料費予算が不足するため補正予算の検討を予定するとし、12月議会において学校給食材料費の決算見込不足額168万3,000円の増額補正を行い、ご可決していただきました。

また、三宅町学校給食運営委員会において、1か月の給食費4,300円では、献立内容を維持することが困難な状況であるとの問題提起があり、同委員会で来年度の給食費を1か月4,700円とすることが決定されました。

それを受け、給食費を1か月4,700円に値上げすることは承諾いたしましたが、現在の物価高騰の状況を鑑み、来年度の保護者へ求める給食費は1か月4,300円に据え置き、差額の400円については町費において措置をすることとし、今定例会に上程をいたしております。

給食費については、受益者負担の原則から無償化については考えておりませんが、池田議員おっしゃるとおり、給食費については近年の物価高騰により、保護者が少なからず負担に感じていることは承知しております。お子さんの人数において、給食費の負担軽減を図るなど何かしらの検討をしてみたいと考えており、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、財政状況の公表に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

議員お述べの毎年4月1日と10月1日の財政状況の公表につきましては、財政状況の公表に関する条例に基づき、本町が文書を作成して公表しておりますので、公表文書は当然ながら公文書に当たるものでございます。

また、議員ご指摘の水道事業会計の予算及び執行状況と、上水道事業債の不記載につきましては、議員も既にご承知のことと存じ上げますが、令和4年4月より本町が磯城郡水道企業団へ参画したことに伴い、公表の対象外となったことが理由でございます。

なお、現在、令和4年度上半期の業務状況報告書が当企業団のホームページ上で公表されておりますので、ご参照いただけましたら幸いです。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○10番（池田年夫君） まず、財政の公表についてですが、この文書自体が公文書であるということが認められました。この文書を見た方が疑問を持たないようにしなければならないというふうに思いますけれども、その文書を見て、今までの文書には、こういう項目があったのに、この文書にはこの項目がないということになれば何でなのかなと。後で検証するにもできないのではないかとというふうに思います。なぜこういう文書について一言、なぜなくなったのかということに記載しなかったのかということについて質問いたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） なぜ記載しなかったのかということなんですけれども、本条例で定められている記載しなければいけない事項については、記載をしっかりとしているところでございます。また、先ほどの答弁にもありましたけれども、水道企業団に移ったことによって、

町の公表の義務がないというところで、今回記載をしていないというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 磯城郡の広域水道企業団に移ったのは、今現在そういう関わっている人たちは分かります。だけれども、後になって何年かした後にこの文書を見てみたら何も書かれていないと。一体どういうふうになったんやという疑問が湧いてくるんです。そこで、やっぱりそこにそういう文章をつけ加えていくことが、公文書をつくるに当たっての責任ではないかというふうに思うんです。それについて何か答弁ありますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 公文書については、法令遵守しながら、しっかりと作成管理を行っていきたいということで答弁させていただきましたけれども、池田議員おっしゃるご意見というところも受けさせていただいて参考にしながら、今後どうしていくかというところのご意見を生かしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、後からこういうふうに分かっていますと言われても、一切その文書に、その文章が書かれてなかったら、後から検証しようもないんですよ。やっぱりその時点で、こういう理由で、これについては抹消したとか、あるいはこういう理由で書かれていないとか、そういうことはやっぱり記載しておくべきではないかというふうに思うんです。

また、この文書については、地方自治法第243の3項の2で「毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない」というふうに定められています。今までこの文書自身は、僕自身が担当課へ行ってもらっているんですけれども、議会にも提出されていないし、議員全員にも配布もされていないということなんですけれども、これについてもやっぱり改める必要があるのではないですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 財政の健全化等の数値等々に関しては、9月の決算のときに資料としてお渡しさせていただいていると思っておりますけれども。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） この文書については、公表したときに、その後、やっぱりそのときに分かるように議員にも提示するというふうにしなければならないと。だから、やっぱり4月1日だったら6月議会ですか、10月1日だったら12月議会に議員に配付するということが手順じゃないですか。

○議長（辰巳光則君） なかなかかみ合っていないような、休憩されますか。

竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今、池田議員のほうから、そのようなご意見を賜ったということで、今後はその節目節目のタイミングで資料配布なりという形できちんと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） こういう公文書については、きっちりとやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、県域水道一本化についてですけれども、県域水道企業団設立協議会の設置に伴い、三宅町の水道は磯城郡広域水道企業団加盟となっておりますけれども、先日、王寺町議会は、2月27日の本会議で、県域広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議など2議案を可決というふうに報道されていますけれども、三宅町の場合はどのようなになるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 三宅町においては、磯城郡企業団として加入することになりますので、先日の磯城郡企業団議会において、この同じような議案というところを可決いただいたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 多分、以前の説明では、三宅町議会でもこれについて審議しなければならないのではないかというような説明を受けていたんですけれども、実際、今のあれでは磯城郡の企業団で可決すればそれでいいというような話なんですけれども、実際、磯城郡の企業団でしたのであれば、したということを議会にも報告する必要があるんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 以前からご説明しているとおり、この法定協議会においては磯城郡企業団で加入の議決を賜る。以前からご説明して、今、池田議員がおっしゃっている部分に関しては、企業団設立の経営統合に関して、令和7年度において設立をされる企業団において、経営統合において三宅町議会で議決を賜るということの2段階になっております。本会議の法定協議会の加入というのは磯城郡企業団で、次回の経営統合の令和7年の一本化に関しては、三宅町議会において審議賜ってご可決いただきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） それと三宅町の水道管なんですけれども、企業団のほうでも調査するというのが先日の協議会の中でも報告されたんですけれども、三宅町では50.23キロメートルというふうに令和3年3月の公表分ではなっています。この水道管の古いのは、いつ頃設置され、また交換の時期はいつ頃になるのか、また工事費は幾らぐらいなのでしょう。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先日の企業団の議会でも、そのあたりのご質問が出たんですけれども、令和5年度企業団の予算において、その辺の経営のマネジメント計画、更新の計画であったり様々な計画、そういったところの計画をつくっていくということで予算を提出させていただいて、経営戦略のほうの予算というところを、この間、ご可決いただいたところでございます。5年度事業として、そういったところを調査し、しっかりと更新計画というところを立てていくというところを進んでいるところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） そしたら、5年度は調査して、その後、計画をつくっていくということによろしいんですね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまの質問では、今現在の管路をどう更新するかということでございますね。まず今、町長言いました5年度の企業団の予算において、三宅町セグメントにおきましては、広域連絡管の整備をさせていただきます。これが5年度の事業になります。これに合わせまして、老朽管路の更新というものを行っていくという計画になっております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 続いて、デジタルトランスフォーメーションの推進について質問いたします。

デジタル技術の普及そのものについては私自身は反対ではありませんけれども、政府が進めているデジタル化の基になっているデジタル庁の職員約500名の中で、民間職員が半数を占め、勤務時間も週に半数しか勤務せず、デジタル庁で知り得た情報を民間会社の利益のために活用という実態になっており、政府は巨額の税金を投入して、行政サービスの後退や財界への利益誘導と、官民癒着の拡大を招く一方、個人情報漏えいの危険さえある中で、自治体として関係法令を厳守し、住民生活を守るために適切な情報管理をするよう要望しておきます。

そして次に、学校給食の無償化についてなんですけれども、この学校給食は義務教育の一環として実施している自治体は、今、東京都や千葉県、大阪市などで今年から実施されるということも聞いております。給食の無償化について、政府委員は国会で、以前の国会ですけれども、義務教育を教育として実施する場合に必要な費用は公共のほうから支出し、義務教育を受ける立場からこれを無償とすることとしたいと理想を持っている、その内容としては現在、授業料は無償だが、そのほかに教科書と学用品、そして学校給食費、さらにできれば交通費を行うことを考えていると答弁しています。学校給食無償化は義務教育の一環として捉えて実施すべきではありませんか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今の再質問については、先ほど回答で答弁したとおりの回答になるかなというふうに思いますけれども、今現状としては、まず受益者負担の原則というところと、今回、値上げ分については今年度の予算でも支援していくというところ、また今後については、2子目以降の支援というところも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 先ほどの答弁でも、家族構成とか、そういうあれによって考えていくという中身だと思うんですけれども、早急に無償化を実現するように要望して一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） 以上で池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 次に、2番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

2番議員、川鱒実希子君。

○2番（川鱒実希子君） 皆様、大変時間も遅くなりお疲れと思いますが、最後の質問なのでよろしくお願ひします。

私からは住民参加のあり方について質問いたします。

2月7日の奈良新聞で「田原本町が町内施設の老朽化に伴う建て替えや大規模改修について、町民が直接参加して廃止・統合を含めた再編を検討する住民協議会の開催に向け準備している」という報道がありました。特筆すべき点は、メンバーの選出に際し、各世代ごとに無作為に選んだ町民1,000人に参加を募った点です。その1,000人の方に参加しませんかというはがきが届き、それを受けて、「はい、私参加します」と言った応募者と県立磯城野高校

の生徒2人を加えた男性22人、女性17人の参加が決まりました。

これは2020年にフランスで開催された気候市民会議の手法をまねたものだと思います。気候市民会議は、メンバーを年齢・性別・学歴・居住地などが実際の国民の構成に近くなるようにして無作為に抽出します。そして専門家がレクチャーし、その上で参加者が議論を行い、最後に投票で意思決定を行います。それによって非常にラディカルな気候変動対策が環境大臣に提出されました。

田原本町でも住民協議会の参加者に対し、研修会や有識者によるレクチャーを行った上で協議をしてもらうとのことでした。

これまで三宅町では、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画など様々な計画を策定していますが、多くの計画の策定委員が、割と決まった団体の代表者で構成され、公募があってもその数は多くても2名です。また、学識経験者が加わることもありますが、学識経験者が加わると、その方の発言はどうしても重みがあり、対等な一参加者というわけにはいかなくなります。ですから、無作為抽出方式で策定委員のメンバーを決め、学識経験者には必要に応じてレクチャーしていただくという環境たちが望ましいと思います。そうすることにより、様々な年齢構成の町民の生の声を聞くことができます。サイレントマジョリティーの方々の声を反映することで、三宅町にとっての最適解が生まれると思います。町長の所見を伺います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川緒議員の一般質問にお答えいたします。

昨今の多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、地域住民の皆様の声を直接つぶさに拾い上げることは非常に重要でございます。

町独自の取組として、全国で2番目に小さい町である特性を最大限に生かし、これまで、まちトークやタウンミーティング等の開催により、老若男女を問わず、地域住民の皆様の声に真摯に耳を傾け、町政への反映に努めてきたところでございます。また、今年度からは新たに、本町のバリューの1つに掲げる対話による町づくりの文化醸成のため、地域住民の皆様にも自由にご参加いただけるワークショップを定期的で開催しており、回を重ねるごとに参加者も増えつつあることから、次年度は規模を拡大して開催することを検討しております。

そのような中、今回の新聞報道にもあった田原本町の新たな試みは、民意形成の回り方として、これまでにない画期的な手法であることは認識しております。

本町といたしましては、田原本町のほか、これからの時代を見据え、同じく県内の生駒市

が今年度に行ったデジタル技術を活用したオンラインワークショップや住民参加型合意形成プラットフォームを活用した対話の場づくりの実証実験等も先進的な取組の1つとして参考にしながら、本町にとって最適な民意形成の図り方等について議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 私、何年前になりますか、町長が1期目の選挙に出たときのことを大変よく覚えております。あのとき町長は、本当にお若い方ならではのやり方で、1軒1軒三宅町内をくまなく訪ねていただいたんですね。何か政策として生かしてほしいことはありませんかと、もうその姿を見たとき、私はとても感動しました。この方なら、きっとこのような形で町民の声を拾い上げてくださるんだなと確信しました。今の新しい総合計画なども対話による町づくりということが非常にうたわれています。

ただ、この対話による町づくり、問題は誰と対話するかということです。それがこのワークショップというのも一つの手法として決して否定はしません。大事な手法であることは認めております。けれども、ワークショップに手を挙げてやってくる方というのは、やはりそもそもが町政に関心のある方なんですね。ですから、既に行政に関心のある方に集まっていただくのも必要だけれども、そもそも行政というのは他人事で、行政には関心がない、そう思われている方々の声をいかにして聞いていくか、そういう意味で、この無作為抽出という手法が私は非常に大事なものだと考えているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見いただくとおりでございます。本当にこのやり方というのは、どの計画、向く計画と向かない計画とか、いろんなこの意見集約に関してはこの手法は向かないということもあると思いますので、そういった無作為で意見抽出すること、そういう形、こういった形で意見を集約することが望ましいというような場というか、計画等については、こういった手法も参考にしながら、取り入れられるところは取り入れたいというふうを考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） ありがとうございます。

既に、二、三年前からこれを取り入れている自治体では、想定された効果、やはりこれをすることによって、それまで行政が人ごとだった人たちが、それを自分ごととして捉えられるようになるというのが一番のメリットだと思います。1年間なり、あるいは2年間なり、

その委員を務めて辞めた後も行政に関心を持ち続ける、これが本当、さらにプラスのメリットだと思います。これを取り入れた自治体の中には、想定外の動きとして、その委員を経験された方がOB会をつくったりしているというお話も聞きます。なので、今の町長の答弁を聞いて、私も今後、きっと取り入れてくださるんだなと思って、明るい展望を持つことができましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○2番（川齋実希子君） はい。

○議長（辰巳光則君） 分かりました。

以上で川齋実希子君の一般質問を終わります。

これで本日の定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

なお、4日より19日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月20日月曜日、午前10時より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。ご苦勞さまでした。

（午後 0時39分）

令和5年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和5年3月20日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 緒 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
みやげイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	総 務 部 長	森 本 典 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康こども局長	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
会計管理者	北 村 しのぶ		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 緒 実希子
------------	------------	------------	-----------

令和5年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和5年 3月20日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

- (1) 予算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設委員会委員長報告
- (3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） それでは、議会を再開します。

令和5年3月、三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る3月3日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月6日と7日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、松本 健君。

○予算審査特別委員会委員長（松本 健君） 予算審査特別委員会、委員長報告。

去る3月2日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました令和5年度三宅町一般会計予算案を含め、各特別会計等予算案5件について報告いたします。

議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算案は、総額42億300万円となり、対前年度比としまして10%、3億8,300万円の増額となっています。

まず、歳入について、主なものといたしましては、款1町税で5億9,066万8,000円で、前年度に比べ426万円の増額となっております。

款2地方譲与税は2,237万3,000円で、前年度に比べ7万4,000円の減額。

款3利子割交付金ほか、おのおのの各交付金で、前年度より1,473万7,000円増額の1億6,899万5,000円。

款10地方交付税は19億7,170万円の収入が見込まれており、前年度より570万円の増額。

款12分担金及び負担金では、幼稚園保護者負担金、保育所入所受託負担金、学童保育保護者負担金、養護老人ホーム入所措置負担金、予防接種ほか各種検診負担金、小中学校給食負担金、式下中学校普通交付税負担金等で6,017万7,000円の収入が見込まれており、前年度に比べて872万5,000円の減額。

款13使用料及び手数料では、交流まちづくりセンター使用料、町道占用料、町営住宅使用料、住民基本台帳事務手数料、指定ごみ袋売払手数料及び廃棄物処理手数料等を合わせ4,668万2,000円の収入が見込まれており、前年度に比べ489万1,000円の増額。

款14国庫支出金では、負担金・補助金・委託金を合わせ4億5,242万1,000円が、款15県支出金では、負担金・補助金・委託金を合わせ2億261万1,000円が見込まれております。

款16財産収入では、財産貸付収入、基金利子並びに不動産売払収入を合わせ1,049万1,000円が見込まれ、款17寄附金では、ふるさと納税を含め1億147万1,000円が見込まれ、款18繰入金については1億8,350万4,000円が見込まれております。

款19繰越金では1,075万4,000円が、款20諸収入では、各課における雑入、職員駐車場使用料等を合わせ3,352万3,000円が見込まれています。

款21町債では、臨時財政対策債、過疎対策事業債、一般会計出資債、緊急浚渫事業債を合わせ3億4,763万円が見込まれております。

次に、歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費、また、県外研修等を合わせ6,336万9,000円が計上されています。

款2総務費では、継続的に行われている事業等経費のほか、M i i M oを中心とした多様な交流まちづくり経費、外部人材活用事業、地域コミュニティー事業、防犯・交通安全啓発事業、ふるさと納税推進事業、分庁舎施設管理費、個人番号カード交付推進事業など、新規事業として農地等集約補助事業、地方創生人材育成事業を合わせて7億5,868万5,000円が計上されています。

款3民生費は、地域福祉計画策定業務、国民健康保険特別会計繰出金に係る経費、心身障害者・精神障害者・高齢者・乳幼児・ひとり親家庭への医療費助成事業、後期高齢者医療広域連合の運営等に係る経費、高齢者福祉事業、老人保護措置事業、介護保険特別会計繰出金に係る経費、あざさ苑指定管理委託料、障害者及び障害児の福祉の増進を図り安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する障害者自立支援事業、地域生活支援事業及び障害児支援事業、新たな事業として障害者計画策定事業、また児童福祉では、児童手当等給付事

業、児童虐待防止対策事業、子育て応援事業、みやけまちいくパートナーシップ事業、認定こども園施設管理運営費、放課後児童健全育成事業、ティーンズLINK事業、新たな事業として子ども・子育て支援事業計画策定業務、出産・子育て応援交付金などを合わせて13億8,181万8,000円が計上されています。

款4衛生費は、町広域連絡管布設整備工事に要する一般会計繰出金、がん検診等健康増進事業、予防接種事業、乳幼児健診等の母子保健事業、妊産婦及び乳児に支援を行う産前・産後サポート事業、産後ケア事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、国保中央病院負担金、ごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金、新たな事業として子育て包括支援事業などを合わせて3億8,289万3,000円が計上されています。

款6農林水産業費では、農業用施設等の改修工事費を土地改良事業団体連合会へ事業・事務拠出金を支払う土地改良施設維持管理適正化事業、土地の境界位置と面積を測量する地籍調査事業、農業委員会業務全般の運営に係る農業委員会費、屯倉のおいしい発進事業に係る経費、経営所得安定対策等推進事業などを、新規事業として農地の集約を計画的に実施し、さらなる集約を支援することや、地域で一体的に水稻病虫害の防除を実施する農業者への補助を行う農地等集約補助事業、合わせて6,434万6,000円が計上されています。

款7商工費では、各工房等を見学するオープンファクトリーや、職人によるワークショップを開催する産業観光事業や商工振興に係る各種負担金及び補助金、町内事業者が抱えるビジネス課題を解決するためのビジネスサポート事業などを合わせて762万7,000円が計上されています。

款8土木費は、大和平野中央プロジェクト推進事業、三宅1号線道路整備事業、道路等の維持管理経費、交通安全対策事業費、町営住宅等管理経費、公営住宅マネジメント事業、公園管理経費、下水道事業会計繰出金、空き家対策経費、企業立地促進のための経費など、新たな事業として都市計画マスタープラン及びまちづくり基本構想の見直しを行う都市計画策定事業を合わせて7億397万1,000円が計上されています。

款9消防費は、災害に強いまちづくり事業、防災・災害対策関係経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合消防費負担金などを合わせ1億5,970万6,000円が計上されています。

款10教育費は、教員委員会・小学校等の管理運営経費、小学校施設整備基金積立金、式下中学校管理運営経費に係る式下中学校組合負担金、文化ホール費、社会教育活動経費、文化財保護費並びに体育施設費、人権教育費などを合わせ2億8,942万6,000円が計上されていま

す。

款12公債費については、地方債の元金・利子償還金を合わせ3億6,643万3,000円が計上されています。

款14予備費については、2,472万6,000円が計上されています。

それでは、3月6日と7日の2日間にわたり行いました予算審査経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、先ほど説明いたしました議案第1号の審査経過についてより申し上げます。

議会事務局では、議会におけるデジタル化について、会計課では財務諸表を作成することから得られる分析結果について、みやけイノベーション推進部では、財政調整基金繰入金の取崩し及び用途、各課のM i i M o使用時の支払い、広報業者の選定経費、移住定住促進事業実施における実績・効果及び今後について、まちづくり協働推進事業における各事業内容、ローカルスタートアップにおける委託及び事業の進め方、地域力創造アドバイザーによる研修の進め方及び周知方法、大和平野中央プロジェクト推進事業における負担金の決定経緯、地方債に係る元金償還金のうち過疎対策分について、町外へふるさと納税されたことにより減った住民税の額について、農地の集約、就農希望者及び害虫駆除の依頼要望、金ごま販売ルートの状況、農業委員の活動状況、ビジネスサポート事業における事業者の現状と課題などの質疑を行いました。

次に、総務部関連では、地方創生人材育成事業の進め方及び対象について、公用車管理、庁舎駐車場防音壁設置工事における効果、基幹系電子計算システム業務費に係るマイナンバーカードの保険証対応について、あざさ苑W i - F iアクセスポイントの増設、軽自動車税における特殊車両について、たばこ税に係る収入増の理由についてなど質疑を行いました。

続いて、まちづくり推進部関連では、三宅2号線交通安全対策に係る内容について、マスタープランにおける通学路の整備や道路幅の拡張、自転車道の整備、工科大学設置に伴う用途地域及びアクセス道路の計画、一般会計出資債及び水道管敷設計画について、浚渫事業に係る事業箇所の選定理由、公営住宅在り方審議会における検討内容、公共施設管理計画と長寿命化計画及び審議会との関係について、ごみ袋売払手数料と作成費用の差額、リサイクル不燃袋の見直し、処理費及び環境への影響を踏まえて検討の必要性などの質疑を行いました。

続いて、住民福祉部関係については、マイナポータルの利用内容、マイナンバーカードの申請率及び交付率、民生児童委員活動費の内容及び決定の経緯、報酬の必要性、委員の資質向上について、障害者計画における理念の重要性、計画策定委員について、高齢者地域活動

推進補助金における積算根拠、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において財政面を踏まえ長期的な視点の検討、包括ケアシステム推進に伴う職員配置の再検討、保険料滞納者への対応、介護職員初任者研修受講者支援事業の積算根拠などの質疑を行いました。

次に、健康こども局関係については、保育料負担軽減、あざさ苑におけるWi-Fi利用の用途、改修基本計画策定業務の内容、子ども・子育て支援業務の今後の目標及び進め方、高齢者一体化予防事業の進め方、出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐ伴走型相談支援の内容について、まちいくパートナーシップ事業に係る共助コミュニティーの内訳と進め方、まちアートの減額理由、放課後児童健全育成事業における増額理由、ティーンズLINK事業に係る協力隊活動費の内訳及び実施場所、産後ケアの実績、こども園における施設管理費の増額理由についてなどの質疑を行いました。

次に、教育委員会関係については、マラソン大会の実施について、小中における援助費の差について、給食費の無償化及び受益者負担についてなどの質疑を行いました。

また、全体概要の質疑として、本町の財政状況、起業家の育成支援の内容について、防犯カメラ設置と今後の町づくり、マイナンバー交付率における市町村間競争、小学校施設整備基金積立において今後の施設整備及び教育の実施検討、公共施設管理計画における見直しの必要性、各基金の状況及び取崩しの必要性、庁舎1階のレイアウト、イベント等告知の対応、産業観光事業を通じ地元産業の活性化、住民との触れ合いの必要性などの質疑を行いました。

これらの説明及び質疑を行い、議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算について、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出では8億3,500万円の予算計上となり、対前年度と比較して1,000万円の減額となっており、データヘルス計画の内容、国保県単位化による保険料激変緩和対策として基金活用の計画などの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第3号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算で1億5,056万円の予算計上で、対前年度と比較して114万円の減額となっており、後期高齢者医療保険の加入人数と保険料の関係、検診受診率の過去との比較、人間ドック助成事業の定員越えの場合の対応についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第4号 令和5年度三宅町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算で8億6,500万円の予算計上で、対前年度と比較して2,500万円の増額となっており、介護給付費準

備基金繰入金が前年度より倍増の理由、緊急時在宅高齢者支援体制整備事業の認知度の低さ、利用実績及び予算不足時の対応について、認知症総合支援事業におけるGPS端末利用支援事業の内容についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計予算については、地方公営企業法の全部を適用することになり、事業収益は2億4,969万5,000円で、事業費用は2億4,969万5,000円、また、資本的収入で1億260万5,000円、資本的支出では1億8,749万7,000円の予算計上がなされ、下水道事業会計における一般会計繰入金の増額要因、ストックマネジメント実施方針で対象にしている範囲、職員数についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

あわせて、以上5議案に対して行った討論、議員間討議の結果について報告いたします。

各議案への賛否に関わる討論は特になく、これらの予算計画に対するこの先の議会への取組、向き合い方についての討議、確認となりました。

今期の予算編成審議の中、町運営に対する基本的な考え方、今後の事業の方向づけに関わり、審議会や検討会、協議会などで住民の声が反映されるべきものが多々あります。

具体的には、「公営住宅の今後の在り方」「ごみ分別減量推進」「高齢者福祉・介護保険計画」といったものであり、議会としても、今年度特に注視してゆくことを確認しました。

また、それらに加えて、少子化対策、地域のつながり、拠点づくり、といった町づくり全般のテーマについても、広く複数の計画にまたがったものとして、住民の声が反映されるように議会活動することを確認しました。

以上が、特別委員会に付託を受けました令和5年度予算5議案についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり5件を承認しましたことを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月9日午後1時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設委員会委員長（渡辺哲久君） 総務建設委員会の委員長報告を行います。

去る3月3日、第1回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、9日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算について、歳出は、デジタ

ル技術を活用した情報発信力向上事業、財政調整基金積立、特別会計繰出金等の増額を行うとともに、各事業確定に伴う関係事業費の減額を行い、予備費の増額により予算調整が行われています。

また、繰越明許費では、デジタル技術を活用した情報発信力向上事業6,638万3,000円、八軒家解体工事設計業務委託事業195万円、知事及び県議会議員選挙事業388万4,000円、町議会議員選挙事業969万1,000円、三宅1号線道路整備事業3,380万円、道路維持事業120万2,000円、大和平野中央プロジェクト推進事業636万9,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、普通交付税の追加交付に伴う増額、デジタル技術を活用した情報発信力向上事業など各事業に対する国及び県の支出金の増額を行うとともに、過疎対策事業債等の確定による町債の予算調整、各事業確定に伴う関係予算の減額が行われています。

以上が、一般会計第11回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

地域公共交通事業の利用者が少ない理由及び分析、行政からの情報をまとめた発信の仕方、M i i M o 運営委員会の運営費増額理由、M i i M o の光熱水費の減額理由、財政調整基金へ積立てができた原因と令和5年度の取崩しの関係について、ふるさと納税基金繰入に伴う充当先事業の減額、土地売却の実現性、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業、情報系電子計算システム業務の内容、空き家の資源化についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和4年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についての、支出においては、管渠費及び消費税の増額補正をそれぞれ行い、第21款下水道事業費用において、451万8,000円の増額、収入では、他会計補助金の増額補正を行い、第11款下水道事業収益においては、1,800万円の増額補正が行われ、堆積土砂処分費の内容、処分方法及び実施場所について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号 三宅町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、企業からの寄付金を適正に管理するために条例を制定するもので、企業版としての確認についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、三宅町地方創生推進委員会委員及び都市計画審議会委員の報酬額について、近隣市町村及び町内の他の委員報酬額等を勘案し、見直しが行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、法改正により地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任等の制度が設けられる。これを受けて定年退職年齢の引上げ、役職定年制の導入による所要の改正が行われるもので、役職定年の年齢確認、支給される本俸について、役職定年する職員のモチベーションに対する工夫、今後の職員採用計画について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、法改正により地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任等の制度が設けられる。これを受けて60歳以上職員の給与引下げ等に関する所要の改正が行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第14号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、法改正により地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任等の制度が設けられる。これを受けて降給の効果に関する所要の改正が行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第15号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、法改正により地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任等の制度が設けられる。これを受けて減給の効果に関する所要の改正が行われるもので、役職定年と減給の関係について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第16号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、法改正により地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任等の制度が設けられる。これを受けて地方公務員の定年引上げに関する関係条例について、所要の改正が行われるもので、段階的に適用となる年齢についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定について、令和5年4月より改正された個人情報保護法の直接適用を受けることになり、現行の三宅町個人情報保護条例を廃止し、改正法の施行に当たり必要とされる規定を整備されるもので、法の適用、本人からの直接収集や収集禁止事項についての必要性、運用基準等の整備についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町個人情報保護審査会条例の制定について、令和5年4月より改正された個人情報保護法の直接適用を受けることになり、新たな三宅町個人情報保護法の施行に関する条例を制定することを踏まえ、三宅町個人情報保護審査会の組織及び調査審議の手續等が定められるもので、委員の人数、会議の公開、審査会と審議会について質疑を行い、本委員会は原案について賛成・反対が同数となり、委員長採決で否認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、令和5年4月より改正された個人情報保護法の直接適用を受けることになり、新たに三宅町個人情報保護法の施行に関する条例を制定することを踏まえ、三宅町個人情報保護法の施行に関する関係条例について、所要の改正が行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、町長・副町長・教育長の給料額について、令和4年度に引き続き令和5年度においても、町長は給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長・教育長は給料基礎額に100分の10を乗じた額を減じて得た額とするための条例の改正が行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第21号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、町内への商業施設誘致の実現性を高めるため、地域のにぎわい創出のために奨励金交付要件の対象区域を町内全域の市街化区域に拡大する改正が行われるもので、設定する区域について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第27号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について、新たに対象となる事業の追加による地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるもので、削除された項目について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算については、危険家屋解体工事から設計業務への予算振替及び減額、あざさ苑電話設備更新に要する経費として財源調整が行われるもので、電話設備更新となった状況について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、令和3年5月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、三宅町議会においても適用されていた三

宅町個人情報保護条例が廃止されることになった。これにより三宅町議会として個人情報の保護規定を整備する必要が生じ制定を行うもので、廃止される三宅町個人情報保護条例を議会用として改正し適用すること、個人情報ファイル簿、委託業者への安全管理措置と提供、個人情報収集の規定についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案12件、承認1件、計画の変更1件、発議1件の概要であり、慎重に審議を行い、議案第18号 三宅町個人情報保護審査会条例の制定については否認となり、それ以外は原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月10日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川鯨実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川鯨実希子君） 福祉文教委員会、委員長報告を行います。

去る3月3日、第1回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、10日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算案について、歳出のうち、小学校の感染症対策事業、特別会計繰出金等の増額を行うとともに、各事業確定に伴う関係事業費の減額が行われています。

また、繰越明許費では、学校における感染症対策事業90万2,000円が計上されています。

歳入におきましては、過疎対策事業債等の確定による町債の予算調整、各事業確定に伴う関係予算の減額を行っています。

以上、一般会計第11回補正予算案であり、高齢者福祉事業への過疎債充当、手ぶら登園サービス利用者数の減少理由、幼稚園の利用者の状況、貸出用Wi-Fiルーターの減額理由、夏季青少年野外活動事業の縮小などの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第7号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算については、歳出において国民健康保険事業費納付金の増額、予算調整による予備費の増額を行い、歳入においては一般会計繰入金が増額が行われ、485万1,000円の増額で、予算総額は8億5,122万8,000円となっています。予備費の増額について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛

成全員で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算については、歳出において地域包括支援センター委託料に係る休日夜間相談の年度内精算に伴う委託料の増額、成年後見制度利用支援事業に係る町長申立て被成年後見人報酬の増額、令和元年度介護給付費県負担金の再確定に伴う返還金の増額、予算調整による予備費の減額を行うとともに、歳入においては、令和元年度介護給付費国庫負担金の再確定に伴う追加交付金の増額が行われ、247万3,000円の増額で、予算総額は8億8,946万8,000円となっています。成年後見制度利用支援事業における申立て基準及び被成年後見人への報酬について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第22号 三宅町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定については、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画の策定等に関する事項について、調査審議等を行う委員会を設置するために制定されるもので、委員報酬について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

続いて、議案第23号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、出産育児一時金の支給額を48万8,000円に、産科医療補償制度加算対象となる施設での出産に当たっては、支給額を50万円に引上げを行うため、条例の一部改正が行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第24号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において策定することが義務づけられ、インクルーシブ保育を可能とするための整備、感染症及び食中毒予防・蔓延防止に必要な措置を明確にするために条例の一部改正が行われるもので、家庭的保育事業と他の事業の整備状況について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第25号 三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において策定することが義務づけられるため、条例の一部改正が行われるもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第26号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定については、あざさ苑の研修室に設置していた機器の撤去により、使用料の一部を改正するため条例の一部改正が行われるもので、機器の撤去に当たり検討の結果について質疑を行い、本委員会は原

案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書については、沖縄県にある普天間小学校・普天間第二小学校・緑ヶ丘保育園の上空での飛行禁止、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所土壌の入替えを行うこと、普天間の子供たちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを要請するもので、陳情者への確認、米軍基地における水道水の因果関係について質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案3件、条例案5件、発議1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

久保議員。

○1番（久保憲史君） 私は、発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書に反対いたします。

その理由については、要請事項の「②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A Sの汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと」とありますが、公立小学校の土壌調査の実施や土壌の入替えについては、まずは学校設置者である自治体の問題ではないでしょうか。普天間飛行場を抱える宜野湾市の事情から、日本政府、沖縄県も含めた要請になったのかもしれませんが、土壌調査の実施とP F A Sの入替えについて、普天間飛行場と普天間第二小学校を直接原因とする説明はありません。

この意見書の趣旨でもある、普天間の子供たちが安全に暮らし学べる環境を確保する重要性は十分理解しているつもりではありますが、宜野湾市から政府や沖縄県へ働きかけるべき内容が含まれていると考えられることから、この意見書に反対いたします。

○議長（辰巳光則君） ほかはありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての反対意見を述べます。

議会に関しては、改正された個人情報保護法の対象外となっており、議会として独自に条例を制定して個人情報を保護していくという、そういう必要性に基づいた提案です。

三宅町には、廃止されると提案されている、三宅町個人情報保護条例があります。これは思想・信条であるとか、人種・民族であるとか、出自であるとか、そういう個人の人権に関わる、人権の保護に関わる情報については行政機関も収集は禁止、したがって、三宅町議会も禁止という条項が明確に、収集禁止の条項として入っています。

また、個人情報については、本人から収集するという原則とするということも明記してあります。

この三宅町の条例は、三宅町が今まで大切にしてきた、町民の人権を守り、人権を大切にしていって行くという三宅町の歴史と理念に沿った、町民にとっては非常に安心できる条例で、そういうことを根本に置いて行政や議会が運営されるということが、町民から行政や議会に対する信頼を生み出す最も基本的な条件、源泉になっているというふうに思います。

今回、提案されているものは、法令の行政機関に対してなされている規定と、ほぼ同じものになっていますが、その中では、今言った、要配慮個人情報についての収集禁止の原則や、本人収集の原則が撤廃されています。これは、三宅町にとって大きな、歴史的に築き上げてきた財産を失うもので、行政機関については法で縛られているという状況はありますが、三宅町議会については独自に自分たちの道を歩むことが、法律的にも可能ですので、ぜひ、三宅町個人情報保護条例の精神を生かした、議会の個人情報保護条例を制定することのほうが優っているというふうに私は考え、この発議第1号については、反対いたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

反対討論かな。

まず、森内議員。

○6番（森内哲也君） まず、賛成討論になります。

議案第17、18、19です。

私は、委員会中は反対というよりかはもうちょっと考えさせてほしいということで、賛成しなかったということなんですけれども、個人情報保護法に関わる部分です。

国がばんと決めてきて、法律なんで、我々自治体としては従うしかないというようなこと

ではあると思うんですが、先日、この議案が出る前に、我々議員で勉強会を開催しまして、日弁連の奈良県の会長さんというんですかね、来てくださって話を聞いていました。そのときにいろいろ話を聞いたんで、考えさせてほしいということであったんです。

そのときの勉強会の視点では、今回の個人情報保護法の改正ですけれども、国と企業、民間、自治体が持っている法律、使っている法律がそれぞれ違うのを統一するということ、なぜ統一するかというのは、やはりヨーロッパとかの流れがあって、ばらばらでやると、お前のところは満たしてないのちゃうんとか言われるような、社会の流れもあるということなので、仕方がないのかなということです。

ただし、守るというよりも利用する側の論理が大きく入っているので、やはりこちら個人情報保護法なので、守るという視点も入れながら適用していただけたらなと思いますので、議案17、18、19に対しては反対ということではありましたが、今回は賛成させていただきます。

翻って、発議第1号、三宅町議会の個人情報保護法なんですけれども、三宅町個人情報保護法の中に議会が含まれないというような形になるので、こういった形で議会だけを新たにつくらないといけないというようなことになっております。

やはりなぜ議会だけ漏れたのかということを見ると、そもそもなかなか個人情報を扱うという機会も少ないのかなというのがありますし、もしかすると、非常に、議会で扱う分はデリケートな情報を扱うので、ここは利用するという視点はなくそうというようなことがあったのかもしれないかなと思っております。国のほうの個人情報保護法の建てつけも、国会が省かれているということではありますので、国の国会はどうするのかとかということもありますんで、一旦、今、迅速に賛成ということではなく保留という形で、発議第1号に関しては反対ということではさせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありますか。

松田議員。

○8番（松田晴光君） 発議第1号に対して、私は、三宅町議会の個人情報の保護に関する条例に賛成いたします。

この条例の提出者である瀬角議員から議案説明にもありましたが、今回、個人情報に関係する法律が改正され、議会も対象に含まれていた三宅町個人情報保護条例が廃止されることになりました。これにより、三宅町は改正された個人情報保護法が直接適用されることにな

りますが、三宅町議会を対象外のため、新たに議会として個人情報保護に関する規定を定める必要があります。

発議された条例は、改正された法律を基に作成された条例です。そのため、4月より三宅町が直接適用される法律と同じ基準となっています。この条例以外では三宅町と三宅町議会で違う基準となり、すなわち1つの地方公共団体の中で個人情報保護に関し2つの基準が存在することになり、住民に対し非常に分かりにくく、適正に保護されているのか疑問を与え、不安と混乱を招くこととなります。

このようなことにならないためにも、法に合わせたこの条例が必要です。個人情報を適正に保護するには法律を根拠とした条例整備が必要であると考え、賛成いたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありますか。

川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） 発議第2号について、賛成の立場から討論いたします。

現在、このPFASというのは非常に発がん性が高いと言われているフッ素化合物のことです。これが、沖縄に限らず在日米軍の基地周辺で、高濃度で土壌汚染などをもたらしているという現実があります。

ですが、実際問題として、日本の国土の0.6%しかない沖縄県に、在日米軍基地の9割以上が集中しているという現実があります。学校の、小学校だったり、幼稚園だったり、大学だったりする、その敷地に米軍の飛行機から落ちてきた物体が飛び込んできたり、あるいはヘリコプターが墜落したり、その上さらにこの発がん性の高いPFASが土壌を汚染しているという現実があるわけです。

確かに、この要請の②には、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任においてと書いてあります。私はこれを、この原案をつくった沖縄のお母さんたちの思いが分かるような気がします。確かに、宜野湾市だけで解決できる問題かもしれない、土壌の入替えだけだったら。予算をつければ済むことでしょう。

けれども、常に、基地による被害の状況を、沖縄の問題ということで矮小化されているわけです。ほとんど多くの方は沖縄に住んでいない、だから沖縄の現実に目をつぶることができます。でも、その沖縄に住んでいる人にとっては、1日24時間、1年365日、頭から離れない問題なわけです。だから、それを単なる沖縄の問題として矮小化するのではなく、日本政府の問題として広く取り上げていただきたい。それは単に政府に対して言っているの

はなく、私たち本土に住む一人一人に向けられた言葉だと私は受け止めています。

なので、そういう立場からこの意見書には全面的に賛成します。

○議長（辰巳光則君） ほかは、討論。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま、予算審査特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長報告がありました。3月議会の議案中、三宅町一般会計予算案、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計について、反対討論を行います。

三宅町令和5年度の一般会計予算総額は42億300万円で、昨年度予算に比べ3億8,300万円増となっていますが、令和4年度繰越明許費を加算すると43億2,717万円となり、このうち、住民負担軽減となるのは、予算審査特別委員会の資料によると、保育料の840万円、不妊治療費75万円、学校給食費の物価高騰分で107万円、18歳までの医療費助成で200万円、農業者への支援で323万円の合計1,745万円だけとなっています。学校給食の無償についても、将来、第2子、第3子への負担軽減の方向性を示しただけとなっています。

令和5年度三宅町一般会計予算案の中には、政府のデジタル化政策の法整備の下で行われ、各自治体で政府の「デジタル・ガバメント実行計画」で令和25年までに主要17業種、予定では児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学援助、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援などが組み入れられ、データを標準化法で国に集中し、政府が進めるデジタル改革では、基盤となるシステムをこれまでの自前でサーバーを設置する方法から、民間企業に所有・管理するサーバーを使用するクラウド化に大転換しています。

特徴的なのはマイナンバーカードの作成で、マイナンバーカードの作成はその人の自主性に任せることが最初から決められていますが、新型コロナウイルス感染予防の名の下に、カード作成者に2万円のクーポン券を発行し、政府のコロナ対策推進の下請機関となっています。

令和3年5月12日に成立したデジタル関連法は、首相に強い権限を集中させ、予算を持ったデジタル庁を設置、このデジタル庁は、職員は発足当時約600人ですが、約200人が民間出身者で、出身企業から給与補填も認められ、出向という立場になっています。住民のデータが集中され、活用される危険性が危惧されており、地方分権に反するのではないのでしょうか。三宅町一般会計予算、国民健康保険会計予算、後期高齢者医療会計、介護保険会計について反対といたします。

条例関係では、議案第12号の議員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第16号の地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての5議案は、公務員法の改正に伴うもので、管理監督職勤務上限年齢上げを口実にして、将来公務員の労働条件の引下げにならないようにという意見をつけ、国会で決まった法律ですので賛成といたします。

議案第17号から19号について、個人情報の使用について、委員会で「現在の個人情報保護条例の基本的な人権条項などを挿入した町の規則をつくる」との答弁がありましたので賛成といたします。

令和4年度の補正予算案について、別段問題がありませんので賛成といたします。

なお、議員発議の議会の個人情報保護条例について、個人の基本的な人権を守る立場が明記されていないので反対といたします。

以上で討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 議案17及び18、19と発議1に関して、反対の立場で討論します。

先ほどからも話が上がっていますが、委員会上で新しい個人情報保護条例については、収集の方法や、特定個人情報の扱いについて、また、情報の公開、審議会の在り方について疑問が呈されております。それに対して、町は規則等でもそういう思想を入れていきたいという話が上がっていましたが、この時点で物事を決めるとした場合、その規則でどのようにそれを保護するのかを明らかにした上での賛成というのが条件になるかなと考えております。

紙の上ではいろいろ違いはありますが、基本思想的なところで、今回の個人情報保護法にまるっきり乗っかる、手放しで乗っかるというのは非常に危険だと感じておりますので、そういう規則なんかもフェアにした段階で賛成するのが本来かなと思います。

そういう意味で、この議案17号が賛成されたとしても、引き続きそういう方向での検討を行政にはお願いしたいなと思います。

そういうお願いを兼ねる意味も込めて、今、必ず必要でない議会のほうに関しては、現状の三宅町の個人情報保護条例が、そのまま適用されるような内容での運用がいいんじゃないかなという意味で、発議1号に関しては反対いたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りします。

議案第1号 令和5年度三宅町一般会計予算について採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和5年度三宅町介護保険特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 令和5年度三宅町下水道事業会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 令和4年度三宅町一般会計第11回補正予算について採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 令和4年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 三宅町企業版ふるさと納税基金条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本件について、委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

本件は、原案のとおり採決することに賛成諸君の起立を求めます。

委員長の報告では否決でした。ただ、この原案について採決するんで、原案のとおり可決することに賛成か反対かで、賛成の場合は立ってください。

18. よろしいですか。賛成諸君の起立を求めます。

はい、今、18です。これでよろしいですね。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数です。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第26号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第27号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第10回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件について採決します。

発議第1号 三宅町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、議長は可決と採決します。

お諮りします。

発議第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長(辰巳光則君) 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和5年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和5年度三宅町一般会計予算をはじめとする当初予算5件、補正予算4件、条例の制定及び改正17件、計画の変更1件、承認1件、同意12件の重要案件について慎重ご審議いただき、全議案ご可決、ご同意賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、ご審議いただいたとおり、令和5年度一般会計当初予算は、三宅ビジョンである「自分らしくハッピーにスモール(住もうる)タウン三宅町」を実現するために様々な施策を展開するべく、4つの仕組みを重点予算と位置づけ、挑戦をキーワードに予算組みを行い、昨年度より3億8,300万円多い42億300万円の計上となりました。

特に、提案説明でもご説明させていただいたとおり、「対話」「挑戦」「失敗」の3つのバリューの基、積極的に各事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、一般質問はもとより予算審査特別委員会、各常任委員会にてご審議いただいた課題等につきましては、貴重なご意見として真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解賜りますようお願い申し上げます。

そのような中、政府では、2023年以降の新型コロナワクチン接種の方針が取りまとめられ、5月から8月においては、65歳以上の高齢者、基礎疾患保有者、医療従事者を対象に、また、9月から12月においては、追加接種可能な全ての方を対象に、さらに、子供の接種については、期間を延長して実施することとされました。

本町においても、今まで同様、ワクチン接種がスムーズに実施できるよう、準備を整えて

まいります。

最後になりますが、朝夕、肌寒い日もございますが、少しずつ日増しに暖かさを感じ、春の訪れを感じる季節となりました。

議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私何かとお忙しい時期とは存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和5年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　これをもちまして令和5年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重審議ありがとうございました。

（午前11時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員